

1-592

早稲田大學出版部藏版



憲法要義

法學博士高田早苗講述



憲法要義

目次

第一章	緒論	(一)
第二章	國家	(二)
第三章	國家と政府	(七)
第四章	政躰の區別	(一〇)
第五章	帝國憲法	(一二)
第六章	天皇(其一)	(一六)
第七章	天皇(其二)	(二一)
第八章	臣民の權利義務	(二九)
第九章	帝國議會	(三四)

二

第十章	内閣と樞密院	(四二)
第十一章	司法	(四六)
第十二章	會計	(四九)
第十三章	補則	(五三)

憲法要義

第一章

緒論

法學博士 高田早苗講述

人に個人としての資格と國民としての資格あり而て今爰になさんとする所の帝國憲法の講究は諸君をして國民としての權利と義務とを全ふせしめんとするが爲に外ならず若し我日本帝國にして專制政治の國ならば日本人民たるもの國民としての權利義務を全ふするが爲めに特別の準備をなすの必要或は是ながらん專制政治の國に於ては生殺與奪の權君主一人にあり由らしむ可し知らしむ可からずとは其政治主義なるを以て人民の能事は只命之れ従ふを以て終るものとする專制國の人民は人にして人に非ず物と異なることなし故に學者之を國民と呼ばざるなり

然るに立憲政治の國に於ては國民たるもの參政の權利を得然れとも其權利を得ると共に大切なる義務を負はざる可らず於是てか其權利義務を全ふするが爲め

に特別の準備をなすべき必要生ずるなり國民が能く其責任を理解し且つ適當に其權利を行使すると否とによりて國家盛衰自から別るゝに至る去れば明治二十二年二月十一日紀元節に當りて 天皇陛下長くも帝國憲法を發布し給ふに際し勅語を下して曰はく朕は我臣民が即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し(中略)益々我帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に強固ならしむるの希望を同じくし是の負擔を分つに足ることを疑はざるなりと即ち吾人が今爰に帝國憲法の研究を勉むるは此の聖旨に基づき國民としてこの大切なる負擔を分つの準備をなさんが爲めなり

以上述ぶる所の如くなるを以て爰に憲法要義と題し帝國憲法の大躰に付きて講述するの目的は専門的に憲法の法理を述ぶるにあらざりて寧ろ諸君の公德を養成し立憲思想を呼び起さんが爲めに外ならず換言すれば是れによりて他日立憲國民たるの準備をなさしめんとするにあり

第一章 國家

憲法を説明する前に國家の何物たるを解釋するは蓋し至當の順序なり而て此が解釋を試むるに先だち何故に人類少くとも多少進歩したる人類が國家の内息するに至りたるかを説かざる可からず

國家の起源に付ては古來種々の説あり或人曰く國家は神によりて組織されたるものなり又曰く國家の起源は契約にありと然れども是等の説皆誤れり國家は人の事業にして神の事業に非ず神或は人に與ふるに國家組織の能力を以てしたるやを知らずと雖とも其研究は政治學の範圍に屬せず又人類互に契約して國家を組織したりと云ふは歴史上の事實に反するのみならず大古曖昧の時に於て契約によりて國を起すと云ふが如きは到底あり得べからざる事なり國家は斯る原因によりて起りたるに非ずして寧ろ人類團結の天性に基づきたるものと云はざる可からず二千年以前に於て希臘の碩儒アリストテトルは千古不磨の確言を吾人に遺したり曰く人は天性政治的動物なりと即ち彼鳥獸の内群をなすに非ずんば生息するを得ざるものあるが如くに人は社會をなし國をなすにあらずんば生存するを得ざるものなり人の胸中團結を求むるの心あり其結果遂に國家と云ふ外形

を形ち造りたるものと云ふべし然れども此事決して一朝一夕に行はれたるものに非ず人類は家族時代、部族時代、封建時代、等種々の時代を經過して遂に國家統一時代に達したるものなり而て家族なるものは元來國家の根本たるに外ならず、米國の政治學者ウイルソンの説に曰く「一家は即ち古の一國にして一國の源始は即ち一家なり」と去れば歴史的に是を見れば今日の國と稱するものは或意味に於て單に一家の膨脹せしものに外ならずと云ふも不可なしウイルソン又曰く國とは家族の二字を特筆大書したるものなりと

國家の起源は右に述べたる如くなるが次に其性質如何を研究するを要す獨逸の國家學者フロンテリは國家の定義を下して曰く「國家とは或確定したる土地の上に治者被治者の關係に於て結合する人類の團體を云ふ」と由之觀之ば國家は下に擧ぐる性質を具備するを要す

一 國家は數多の人類を以て組織したるものたるべし

國家を組織する人類の數は少きも數十万多きは數百万數千万一様ならずと雖とも然れとも既に一家族の範圍を超へ多數の人類集合したるも

のならざる可らず

古代にありては小國家と雖ども成立するを得たるも近世にありては大國家次第に増加し小國家は遂に存立する能はざる傾向あり

二

人民と土地との永久なる關係は國家の存立に最も必要なり國家は土地の上に立たざる可からず水草を追ふて漂泊する人類の間にも此れを命令する所の會長あるべく之を支配する所の法律あるべし然れども人類其居住の地を確定せざる間は國家の條件を備へたりと云ふべからず

三

全軀の結合なきものは國家と稱すべからず一國の内部には種々の區別あるべく同國人にして部を立て黨を分ち互に軋轢すること或は免る可らずと雖とも國家の大事起るに當つて共同して外に對するの精神あるに非ずんば國家と稱すべからず

四

國家に於ては治者被治者の區別なかる可らず主權者と服從者と區別なかる可らず。主權者は一人なることあり數人なることあり或は又國民全軀なることあり決して一樣ならずと雖とも治者と被治者と正確なる

區別は國家として必ず存せざる可らず

國家の性質は凡そ右に述ぶるが如し而て是等は如何なる國家にも必ず具備すべき所のものにして所謂國家の普通性と稱すべきものたり然れども以上述ぶる所は過去現在及び小未來に於ける國家を指せるに外ならずして大未來に於ける國家は必ずしも如斯なりと云ふを得ず抑々人類は其天性に於て政治的動物なるが故に先づ家族をなし部族をなし遂に進んで國家的團結を組織するに至りたりと雖も其天性にして大に發達するに於ては團結の程度爰に止まる可きの理あらざるなり家族より進で國家をなし更に進で大國家をなし遂に世界一統の大組織を見るに至るは自然の傾向なりと云はざる可からず以是學者往々にして國家の理想を説き遠き未來に於て世界帝國の起るべきを云ふ是蓋し今日に於ては一片の理論たるに過ぎずと雖も哲理上の説として是れを見れば妄りに排斥する能はざるなり

第三章 國家と政府

國家と國務を執行する政府とを混同し隨て國體と政體とを區別せざるは學者も亦陷る所の弊なるが故に深く注意する要す國家とは國家の形式にして政體とは主權執行の形式を云ふなり左に國家の區別をなし更に進で政體の區別を試んとす

國體は主權の處在によりて區別するものなるが故に先づ主權の何たるを説明するの要あり國家なるものは國力の現るゝ所の形式なり此の國力或は稱して主權(Sovereignty)と云ふ抑々主權なる語は其始め君主の專制權を指したる者なりしが今は國家根本の權力を示すが爲めに用ひられ國家學の根本概念として欲くべからざるものとなれり思ふに主權は内外二様の方面に向つて發動するものなり即ち第一に國家は其國民國土の上に最高無限の權力を有するものにして是を稱して内部主權と云ふ第二に國家は他の國家に對して獨立不羈の權利を有するものにして之を稱して外部主權と云ふ而して主權は左の性質を具備するを要す

一、主權は最高權なるを要す

主權は最高の命令權にして他に一

層高等なる命令權あるを得ず若し他に一層高等の命令權あるときは彼は即ち主權にして之は主權にあらざるなり主權は最高の權力なるを以て新に憲法を作り政權を定むるも其隨意なり此の權力は國家自身の有する所にして國民各個人若くは其多數が有するを得ざる所のものなり

二、主權は完全なる權力たるを要す
主權は司法權立法權或は行政權の如き特種の權利にあらざ其總稱にも非ずして寧ろ是等權力の根本たる元動力なり

三、主權は無責任なるを要す
主權は外は外權に對し法律上何等の責任を有せず内は裁判所に對し法律上何等の責任を有せざるなり若し外國に對し法律上責任を有すれば其獨立權たる性質に反す又内國の裁判所に對し法律上責任を有するときは全部が一部の命令に服従するものと云はざるべからざるなり

四、主權は統一權なるを要す
國家の國家たる所以は其主權を有するにあり若し一國內に二種以上の主權存在するときは二國家にして

一 國家に非ざるなり

凡そ國家は主權によりて其團結を保つものにして國民の權利自由なるも亦是主權の保護によりて始て功力を生ずるものなり主權なき社會は弱肉強食の社會なり而て彼の國體なるものは此主權の處在によりて區別せらるるものなり

國體の區別は昔時アリストヲトルが立てたる分類に従ふを宜しとなすアリストヲトルは君主政治貴族政治民主政治の區別をなせる最初の人なりアリストヲトルの當時にあつては國體政體の區別明かならず故に今之を採用するに當つて單に國體の區別として用ゆべく政體の區別には他に據る所を求めざる可らず今アリストヲトルの説に基きて國體を區別すれば

- 君主國體 Monarchy
- 貴族國體 Aristocracy
- 民主國體 Democracy

の三種となる主權一人にあるものは君主國體にして其一部にあるものは貴族國體なり而て主權國民の全體に在るもの之を稱して民主國體と云ふ

第四章 政体の區別

國體と政體との異なる所以及び國體の分類は前章述ぶる所の如し今更に進で政體を區別する時は之を二種類となすを得其一は國家其主權を行ふに當り自己の意志によるものにして稱して專制政體又は獨裁政體と云ふ其二は國家其主權を行ふに當り憲法の規定によるものにして稱して立憲政體と云ふ

以上述ぶる所の區別によりて之を見れば我日本の國體と政體とは自から明かなるべし即ち日本は君主國體の國なると同時に立憲政體の國なりと云ふべきなり思ふに專制立憲の二政體が由て分るゝ所は憲法の有無にあり去れば今政體の區別をなすに當つてや勢ひ憲法の何物たるかを説明するの必要あり憲法の定義に二種あり實質上の定義形式上の定義是れなり實質上より定義を下すときは憲法とは主權の本體及び作用を規定する諸原則の總稱なり形式上の定義によれば憲法とは主權者が名づけて憲法と呼ぶ所の法典を指すものとす近時の國家は主權の本體及び其作用に關する諸原則中國家にとりて最重要なるものを憲法法典な

る一個の成典に編纂するを常とす然れとも亦往々にして數多の單行法則より成り又は習慣中に存するものあり二學者或は前者を稱して成典憲法と云ひ後者を呼んで不成典憲法となす

今憲法の由來を尋ぬるに西洋大古の時に於て憲法と稱するもの無きに非ず例令ばスバルタに於けるライカルガスの憲法アセンスに於けるソロンの憲法の如き是れなり然れども其性質雜駁にして今の所謂憲法と趣を異にす今の諸國民が有する所の憲法なる者は獨逸即ちチウトニツク民族の發明なりと云ふべく而て英國に於て始て其形を表したりものなりチウトニツク民族は元來個人の自由を重む會議によりて物を決するの習慣ありしが其一部たるアングルス及びサクソンズの族英國に移住するに及て其固有の習慣益々發達し遂に立憲政治の基を開くに至れり

世界に於ける最初の憲法は英國王マオンが貴族と人民との強迫に會ひ止むことを得ずして發布せる Magna Carta 即ち大憲章是れなり是君主が國民に向つて善政を約束せる一種の證文にして我帝國憲法の如きものと性質を異にすと雖も其代

議の制度を定め若くは國民承諾を経るに非ずんば租税を課するを得ず等の事を規定する上より見るも慥かに世界最初の憲法と見做すべきものたり英國の憲法は前述の如く不成典憲法たるを以て大憲章以外に種々の要素を含むこと素より論なし而て始めて成典憲法即ち憲法法典を制定せし國は北米合衆國に外ならず北米合衆國を興したる人民の多數は英國人なるを以て其本國より獨立するや本國の制度に習ひ立憲政治を行はんとして遂に憲法を議定せり是れ即ち北米合衆國憲法と稱するものなり其後佛國に革命ありて遂に憲法の制定を見るに至たり他の歐洲諸國漸次に此に倣つて今や魯西亞と土留古とを除くの外歐洲各國憲法を有せざる國なきに至り南北亞米利加又憲法國の林立するを見而て最後に極東に於て我日本帝國憲法を制定するに至れり時に明治二十年二月十一日とす

第五章 帝國憲法

今帝國憲法の條章に就て研究するに當つて其發布に際し公示せられたる御告文勅語及び詔勅等に就て一言するの必要あり御告文とは明治二十二世紀元節

の拂曉 天皇陛下賢所に參拜せさせ給ひ皇祖皇宗の神靈に向ひて帝國憲法發布の事を告げ給ひ且つ永遠に其條章を履行し給ふことを誓はせ給ひたるもの是なり其内に曰く

内は以て子孫の率由する所となし外は以て臣民翼贊の道を弘め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を強固し八州民生の慶福を増進すべし爰に皇室典範及び憲法を制定す
思ふに是れ皆皇祖皇宗の後裔に貽し給へる統治の洪範を紹述するに外ならざ云々

又曰く

皇朕れ仰いて皇祖皇宗及び皇考の神祐を祈り并て朕が現在及び將來に臣民に率先し此の憲章を履行して誤らざらんとことを誓ふ庶幾くは神靈是れを鑑給へと

憲法發布の勅語なるものは一般臣民に對して下し給へるものなり其一節に曰く朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉

體し朕がことを榮順し相共に和衷協同し益々我帝國の光榮を中外に宣揚し
 祖宗の遺業を永久に強固ならしむる希望を同くし此の負擔を分つに耐ゆる
 ことを疑はざるなり

詔勅又呼で憲法の前文或は序文と云ふ外國の憲法を見るに或は前文を有するあり
 又は有せざるあり然も其有する場合に於ては殊に是れに重きを置くを常とす
 何となれば其述ぶる所によりて憲法全躰の性質を略ぼ窺ふを得べければなり
 帝國憲法に附せられたる詔勅即ち前文に於ては先づ國家統治の大權は陛下が祖
 宗に紹けて子孫に傳へ給ふことを明かにし陛下及び陛下の御子孫は將來永く憲
 法の條章に従ひ統治權を行ひ給ふべきを宣言し臣民の權利財産の安寧を貴重し
 給ふべきことを述べ又憲法改正の必要ある場合には陛下及び陛下系統の御子孫
 のみが發議の權を取り給ふべきを云ひ且つ現在及び將來の臣民此の憲法に對し
 永遠に従順の義務を負ふべしと命ぜられたり而て此前文中に明治二十三年を以
 て帝國議會を召集し其時を以て憲法有功期限となすべき旨を掲げたり
 大日本帝國憲法は世界に於ける最新の憲法なると同時に又恐くは最良の憲法な

るべし殊に其の規定の簡明なるが如き特色として見るべきものなり
 帝國憲法の大綱のみを揚げて詳細の事項は總て之を附屬法律に譲りたり附屬法
 律は外國に於ては多く憲法の内に含蓄するに帝國憲法は勤めて詳細に亘るこ
 とを避けて附屬法律に譲れり例令ば皇位の繼紹は皇室典範に譲り撰舉に關する
 事項は是を撰舉法に譲れり今若し憲法を分つて硬軟の二種に分たんか帝國憲法
 は硬性憲法の種類に屬し而も改正の手續の如き最も慎重を極むされば憲法自か
 ら詳細の事柄を規定するに於ては將來之を變更するを必要とするの場合生ずる
 に當つて困難を生ずることなしとせず然るに單に大綱のみを掲ぐるの主義を取
 れるを以て此れが爲めに不測の變を生ずるの恐なけん之を要するに我帝國の簡
 明なるは實に國家の幸福にして且つ是をして事實に於て千載不磨の法典たらし
 むる所以なり

帝國憲法は七章七十六條に分る而て其第一章たる天皇編に於ては我國躰と皇位
 繼紹の方法天皇の大權等を規定せり第二章に於ては臣民の權利義務第三章は帝
 國議會第四章は國務大臣及び樞密顧問に關する事項第五章は司法第六章は會計

而して第七章に於て前の諸章に含蓄し得べからざる諸般の事項を補則として掲げたり吾人は此等に就て逐條の説明をなすを止め章の順序に従ひ大體の解説を試んと欲す

第六章 天皇

帝國憲法第一章第一條に曰く

大日本帝國は万世一系の天皇之を統治す

と是れ即ち我國體を示す所の個條にして The most essential Clause とも稱すべきものなり即ち是の個條によつて見るに我國家は君主國體にして而も其一種たる帝國なることを明示せり同じく君主國家なりと雖とも帝國と王國とは其意義を異にすブルンチユリ曰く「世界に國するを帝國と云ひ世界の一部分に國するを王國と云ふ世界に君たるを皇帝と云ひ世界の一部分に君たるを王と云ふ」と歴史によりて之を按ずるに古來帝國とは世界國の云ひなり昔羅馬帝國と稱し而して其版圖は Asia, Africa, Europe の三大陸に亘り殆ど世界を併呑するの趣ありき東洋に於

て秦の始皇帝と稱し自ら朕と呼ぶ其版圖は必ずしも世界に涉らずと雖ども而も其中心と思ひたるものは皆其領土たりしなり長城以外はもとより云ふに足らず六王終つて四海一なりとは當時の形勢を表明したる適當の文字なり山之觀之帝國なる文字の中に世界的意味を含蓄すと云ふ國家學者の説必ずしも不當なりと云ふ可からざるに似たり

帝國なる文字の意義上に述ぶるが如くなるが故に現に世界の各國中帝國と稱するものは自から世界的抱負を抱くが如し獨逸が其君を Kaiser と呼び Russia が其君を Tsar と稱するが如き皆羅馬皇帝の稱號を傳へたるものにして其意のある所推知するに難からず思ふに我日本其國を帝國と稱し其君を皇帝と稱し奉る以上は又未來に於て大抱負なかる可らず少くとも我國民は國家をして世界國 (World Powers) の班に列せしむるの天職を有するものと謂ふべきなり

帝國憲法第一條は大日本帝國を統治する所のもの萬世一系の天皇なることを明示す此所に萬世一系と書して他を云ふの要なきは所謂萬世一系なるもの世界に一あつて二なきが故なり而して統治とは「シラス」の意にして此帝國は天皇の家督

所領にあらず國家の公務として此國を治め賜ふことを示すなり此事に就きては後段統治權の性質を説明する場合に猶述ぶるところあるべし日本國家の國體と是を統治し賜ふものは万世一系の天皇なることは憲法第一條の示す所によりて明かなるが其統治者たる天皇の皇位繼紹の方法は實に第二條の定めるところなり曰く

皇位繼紹は皇室典範の定むる所により皇男子孫之を繼紹す

と即ち憲法は皇位の皇統の皇男に限り繼紹すべきを規定して此に關する詳細なる事項は悉く之を皇室の一家憲法たる皇室典範に譲りたり女子をして皇位を繼紹せしむべきや否やは蓋し重大なる問題たり世界に於ける君主國の制を按ずるに凡そ三種に分る

- 一、我日本國の如く女子をして皇位を相續せしめざるもの
- 二、本系支系に男子なき場合に限り女子の相續を認むるもの
- 三、本系に男子なき場合に支系の男子をして繼紹者たらしむるに先ち本系の女子をして皇位を相續せしむるもの

是れなり例令ば英國に於ける皇位繼紹法の如き此第三種に屬す我日本に於て採用せられたる皇男子孫の繼紹法は西洋に於ては羅馬に行はれ又 *Salic Law* と云ふ種族に行はれたり故に外國の學者此の相續法をサリック法と云ふものあり帝國憲法が此の制度を採用せるは我國古來女帝を戴きたるは正則なる先例と認むべからず我國に於ては西洋に於けるが如く嫡庶の區別嚴重ならず庶出の皇統と雖も繼紹の權ありと定めたるが爲めならずんばならず

皇室典範を見るに

皇位は皇長子に傳へ皇長子あらざるときは皇長孫に傳へ皇長子及び皇長孫あらざるときは皇次子及び其子孫に傳へ皇子孫あらざるときは皇兄弟及び其子孫に傳へ皇兄弟及び其子孫あらざるときは皇伯叔父及び其子孫に傳へ皇伯叔父及び其子孫あらざるときは其以上に於て最も近親の皇族に傳ふとあり而て皇子孫の皇位を繼紹するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼紹するは皇嫡子孫の皆あらざるときに限り皇兄弟以上同等内に於ては嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にすることを定められたり

皇位繼紹の順序は以上の如く定められたりと雖も皇嗣精神若くは身体に不治の重患あるか又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問に諮詢して前數條により繼紹の順序を更ふることを得と定められたり而して天皇未だ成年に達せざるとき又は久しきに渉るの故障により大政を親らすること能はざるときは皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政(英國に於ては Regent と稱す)を置く攝政は皇太子又は皇太孫之れに任ずるを以て正則となすと雖も皇太子皇太孫あらざるか又は未だ成年に達せざるときは左の順序により攝政に任ずるものなり

一、親王及び王

二、皇后

三、皇太后

四、太皇太后

五、内親王及び女王

皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼紹の順序に従ひ其女子に於けるも亦是れに准ずるなり攝政は天皇の名に於て大權を行ふものなりと雖ども憲法及び皇室典範

は攝政を置くの間は此を變更することを得ずとは帝國憲法の規定する所なり

第七章 天皇 其二

帝國憲法第四條に曰く

天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

と是れ即ち國家に於ける天皇の地位を示し其職掌を明にしたるの個條なり國の元首と云ふは天皇が日本の國家編制に於ける首腦の地位に立ち是れを統一指揮し給ふ天職を有し給ふの謂にして而て所謂元首は單に君主と云ふと異なり專制國及び立憲國に於ける君主は元より國家の元首なりと雖も共和國の大統領も亦國の元首たる迄に於ては一なり唯共和國の大統領は元首なりと雖も統治權を總攬せず此に反して立憲君主國の君主殊に我日本の天皇陛下は單に國の主長なるのみならず統治權を總攬し給ふなり然而て立憲君主專制君主と異なるの點は其總攬する所の統治權を行ふに當つて憲法の條規に依ると否とにあり憲法發布當時に於て天皇陛下は皇祖皇宗の神靈に誓ひ給ひて曰く 朕及び朕の子孫は永く

此の憲法の條規によりて誤らざらんことを誓ふとされば陛下は憲法の個條に従うて其統治權を行使せらるべき徳義上の義務を負はせらるゝのみならず本條に於て特に同一の事を規定せられたるは立憲政治の神髓爰に存するが爲めならずんばならず

國の元首として統治權を總攬し給ふ所の天皇は政治上又法律上無責任の地位に立ち給ふ是れ帝國憲法第三條の特に明示する所なり曰く

天皇は神聖にして侵すべからず

と神聖にして侵すべからず總ての責任を負ひ給はざるなり

抑々君主を神聖不可侵なりとし之を無責任なりとするは必ずしも天子の地位高貴なりと云ふが爲めのみならず必ずしも其神孫なりと云ふが爲めのみならずざるなり天子にして若し責任を負はんか此に對して責任を負はしむるものなる可からず之を負はしむるもの却て天皇の上位に立つの結果とならん此れ理論上に於て君主無責任の原則なかる可からざる所以なり而て實際上より之を云へば君主と國民との衝突を避け君主の行爲に關する責任は其補弼の地位に立つ大

臣をして負はしむるを以て國家の安寧を保つに最も必要なりとするの理由より立憲君主國に於ける定例となれるものなり

帝國憲法は天皇の大權なるものを掲げたり凡そ統治權の行使は一定の機關の補助に依るを以て立憲君主政體の大義とす然れども統治權の各部各項に涉りて必ずしも皆據るべきの補助機關あるにあらず當に必要なる場合に限りて必ず補助機關に依らざるべからざる制限を設けたるに過ぎず於是統治權は自から別れて二種となる即ち憲法に於て據るべきの補助機關を定めたるもの及びこれを定めざるものこれなり而して其之を定めざるもの即ち他の機關の協賛に順ふ所なきものを稱して天皇の大權と云ふ。

帝國憲法第一章は右二種に關する統治權の使行に就て種々の條項を掲げたり其主なるものに就て大體の説明を試む可し

憲法第五條に曰く「天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」と即ち天皇が立法權を行はるゝに當りては必ず帝國議會なる補助機關の協賛を必要とする旨を規定せるなり思ふに立憲專政兩政體の分岐する一要點は是にありて存す專制政體

に於ては君主の意思直ちに法律となるも立憲政體に於ては少くとも國民の代表者其一部を占むる處の帝國議會の同意協賛を経るに非ずんば法律を制定する能はざるなり

帝國憲法第六條に曰く「天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず」と即ち法律案は政府又は議員より議會に提出せられ其上下兩院を通過したる後天皇の裁可を得て始めて法律となるものにして天皇これが公布と執行とを命ぜらるゝに於て國民これを遵奉するの義務を生ずるなり天皇は裁可權を有し賜ふこと勿論なりと雖ども然れども上下兩院の議決を重んじ妄りに不裁可をなさざるは立憲君主の徳義なりと稱せらるれば英國の如き數百年間君主が議會の議決に對して不裁可をなせることなく我が日本に於ても議會開けてより今日に至るまで上下兩院を通過したる法律案の裁可せられざること未だ嘗てあらざるなり裁可は英語にてこれを Sanction と云ひ不裁可はこれを Veto と云ふ

憲法第七條に曰く「天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず」と即ち議會を召集しこれが開閉を命じ賜ふは天皇の大權なりと雖ども然れ

ども帝國議會は毎年一度これを召集せざる可からざる規定の別に存するあり議會の停會は或時日を限りて詔勅を以て其議事を止むるの謂にして政府と議會と衝突を來したる時の如き一時此手段によりて融和の道を講ずるの餘裕を求むることありこの條文中に衆議院の解散とありて議會の解散と云はざるは貴族院は其性質永久的のものなるを以てなり衆議院は解散せらるゝと共に議員其資格を失ふ而して解散は實際に於て直接に國民の判斷を求むるがために行ふものなりとす例へば議會の多數は政府に反對するも國民の多數は或は此に賛成す可き見込ある場合に於て議會を解散して次で總選舉を命じ議會の意志と國民の意志と其間に齟齬なきや否やを見んが爲めにするなりされば英國人は議會の解散を稱して國民に對する上告 (Appeal to the people) と云ふ。

帝國憲法第八條及び第九條は勅令に關することを規定したり今此に就て概略の説明をなすを要す抑々立憲國に於ては法律を以て最も重きものとなし此に比して勅令は稍輕き地位に立つものなり何となれば法律は元首の意志と議會の意志とが一致したる場合に於て始めて制定せらるゝものなりと雖も勅令は元首の單

意によりて發布せらるゝものなればなりされば重大なる事件は皆法律を以て規定するを常とし勅令は應急の場合若くは法律を補充するために發布するものとす而して勅令を發布する場合は帝國憲法第八條及び第九條に明示する所にして其以外の場合に於て妄りに發布するを得ざるものとす此二條の規定によりて見れば天皇が發し賜ふ所の勅令は三種に別る

第一 第八條に規定する所の緊急勅令にして

第二 第九條に云ふ所の執行命令

第三 同じく第九條に規定する所の獨立命令是れなり

緊急勅令なるものは帝國議會閉會の場合に緊急の事件起りこれを處理するがために法律に代らしむるがために發布する所の勅令なり而してこれを發布する場合は

第一 公共の安全を保持するため

第二 其災厄を避くるため

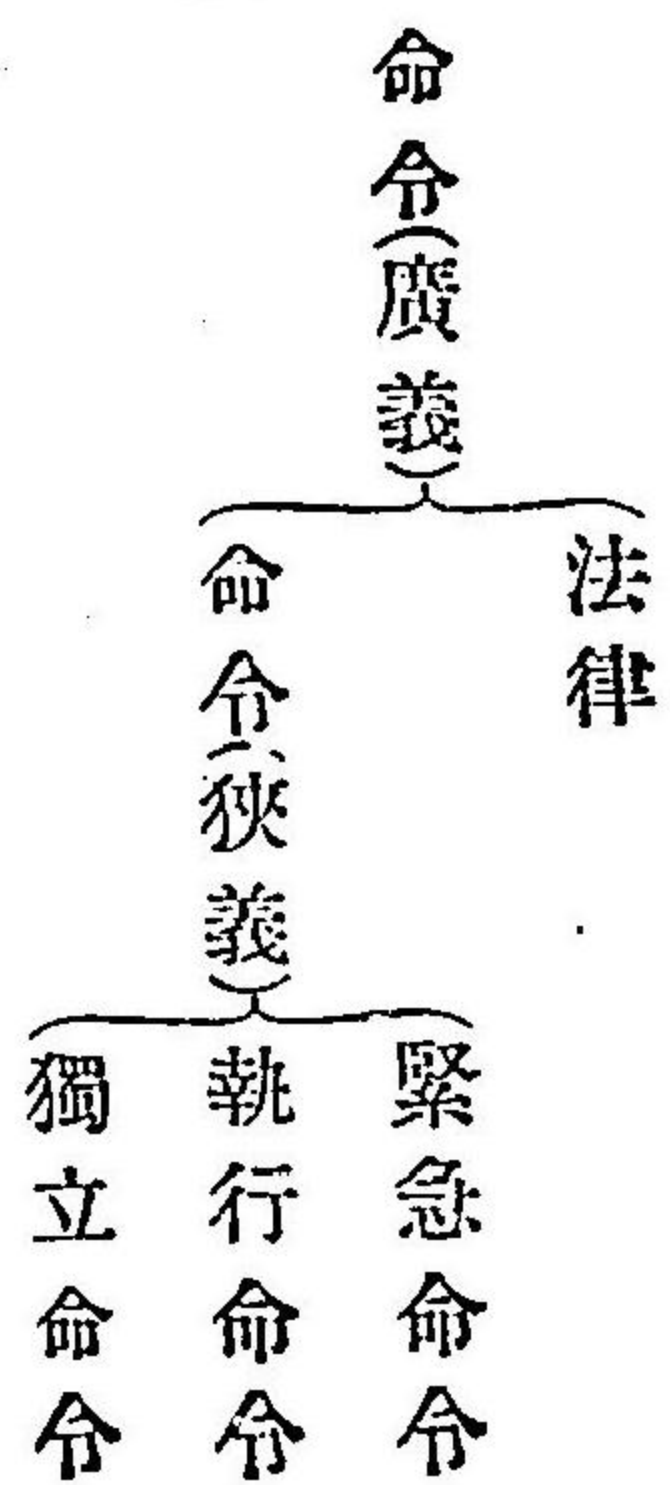
等に限りに此他の場合に發布するを得ず且つ又此勅令は帝國議會の次會期に於て

て提出し政府は議會に向て承諾を求めざる可らず議會若し承諾する時は依然法律と同様の效力を有すと雖ども若し議會にして承諾せざるに於てはそれと同時に此勅令は全く效力を失ふものとす

執行命令とは法律を執行するが爲めに發布する勅令なり抑々法律は事の大綱を規定せるものにして必しも詳細些末の事に及ばず且つ法律執行に關する諸般の手續の如き法律自ら規定すること稀なりされば此等のことは凡て勅令の範圍に屬せしめ必要に應じて諸種の規定をなさしむるものとす

獨立命令とは憲法第九條に「公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進するがために必要なる命令を發し又は發せしむることある所のものにして其範圍極めて廣し斯る命令權は外國の憲法多く元首に與ふることをなさず而して若し濫用せらるゝ場合に於ては議會の立法權を侵すの恐なしと云ふこと能はず然れども獨立命令にして法律と同様なる働きをなすの場合に於ても其規定によりて法律を變更するを得るの力なきものなり凡そ法律は皆自由に命令を變更するを得ると雖ども命令を以て法律を變更するは到底なし得べからざる事にして憲法は

特に其然る所以を明言するなり命令は 天皇自ら發し給ふものあり又他をして發せしめ給ふものあり 天皇自ら發し給ふ所のものには勅令にして其發せしめ給ふ所のものには閣令、省令、府縣令等、是れを發布する場所によりて名を異にす



天皇の大權は以上説明せる帝國憲法第六條の法律の裁可及び公布執行に關する權第七條の帝國議會の召集開閉停會及び衆議院の解散に關する權第八條の緊急勅令權第九條の命令權の外に第十條の官制制定權及び第十一條の陸海軍統率權第十二條の陸海軍の編制及び常備兵額を定むるの權第十三條宣戰講和及び條約締結權第十四條の戒嚴宣告權第十五條の授爵、叙位、叙勳、榮典授與權及び第十六條の大赦、特赦、減刑、復權を命ずる權等を含む而して此等は天皇の大權中特に憲法上の大權と稱すべきものなり即ち憲法に於て長く君主の大權となし他の機關によ

りて之を行使するの制限を設けざることを規定するものこれなり此他に事實上の大權と稱す可きものあり、これ積極的に君主の大權たる可き明文を立てず、只憲法上に於て他の機關によりて行使するの定規なきにより自然に大權と認む可きものなり例へば國境の變更、貨幣の鑄造、外交官の差遣等の如き憲法に明文なしと雖とも何人も其天皇の大權に屬することを疑はず

第八章 臣民の權利義務

國家は多數人の結合せる團體なり此團體を組織するもの即ち臣民に外ならず而して國家の團體員たる臣民は專制國に於ては只受動的の地位を有するに過ぎずこれに反して近世の立憲國に於ては臣民に與ふるに國家に對する積極的の權利を以てせり故に立憲國の臣民は義務的地位を有すると同時に權利的地位をも有するに至れり帝國憲法第二章は即ち帝國憲法が認めて以て日本臣民の權利義務となす所ものを枚擧す帝國憲法が掲ぐる所の臣民の義務は第廿條に載せたる兵役の義務及び第二十一條が規定せる納税の義務に過ぎず蓋し日本臣民の義務

なるもの必しも此二者に限らずと雖とも此處には其主要なるものを掲げたるに過ぎず

帝國憲法が規定せる臣民の權利中或者は積極的權利なりと雖とも消極的權利と稱す可きもの又少からず消極的權利とは國家が其力を以て妄りに侵入し得可からざる範圍を定めたるものにして國家より侵入されざる權利即ち是れなり憲法が定めたる各種の自由權の如き即ち此部類に屬す

今此場合に於て抑々自由なるものは如何なるものなるかを説明すべし人は天賦の自由を有すと云ふの説あり又然らずとなすの論あり思ふに天賦の自由の有無は寧ろ哲學上に於て研究すべき問題にして政治學の範圍に於ける問題にあらず然れとも政治學よりこれを云へば天賦の自由假令これありとするも主權の保護によらずんば毫も効力なきものなりと云はざるを得ず主權は專制權なり此專制權の保護なき社會は弱肉強食の社會なり弱肉強食の社會に於て天賦の自由ありと假定するも毫も其効力なきこと明かならずやされば政治學の範圍として自由なるもの主權によりて生じ主權によりて保護せらるゝものと云はざる可らず專

制國の主權者は國民に與ふるに此自由を以てせず故に專制治下の人民は奴隸と選ぶ所なし立憲國の主權者は其國民に與ふるに自由を以てしこれが爲めに其幸福増進せらる

本章に於て規定せられたる臣民の權利義務は何れも法律の定むる所に従ひ又は法律の範圍内に於て等の文字を冠して何れも絶對的のものにあらず然れとも法律を制定するに當りては必ず議會の協賛を要し而して議會の一院は臣民が選出せる所の代議士を以て組織するが故に臣民の權利義務の範圍を定むるに當り臣民は其代表者をして干與せしむることを得るは勿論なり是れ即ち立憲政治の一特質と云はざる可からず。

又本章に於て定めたる諸種の權利は何れも重要なりと雖とも而もこれをして有効ならしむるには臣民たるもの特に心得る所あるを要するなり抑々外國の憲法が臣民の權利を規定したるは多く其習慣が養成したる所のものを認むるに過ぎず例へば英國人は其住宅を侵さるゝことを思むこと甚し各人の住宅は其城郭なりと云ふの思想は習慣上に於て既に養成せられたるものなりされば法律に定め

たる場合を除く外其許諾を経ずして住所に侵入せられ又は搜索せらるゝことなしと云ふの條文は憲法が習慣を認めて以て規定したるものなるが故に其根據は極めて深しと云ふ可し西洋各國の人々は信書の秘密を重んじ父母は其子女の許に來りたる書簡を恣に開封することなく夫は其妻の許に寄せられたる書簡を開くと云ふが如き事なしされば法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵かさるゝ事なしと云ふの規定は此等の習慣によりて保護せられ偉大なる効力を表はすを得るなり由是觀是帝國憲法が如何なる條文を設けて以て國民の權利を保護することあるも國民自からこれを重んぜずば遂に空文たるに終らん要するに憲法をして所謂紙上の憲法 (paper constitution) たらざらしむると否とは一に國民の覺悟如何にありと謂はざる可からざるなり。

臣民の權利義務に關する帝國憲法の規定は第十八條より第三十二條に涉る先づ日本臣民たるの要件は法律の定る所に依ると掲げて外國臣民と區別し日本臣民たるの資格は民法其他を以て定らるゝことをいふ蓋し日本臣民たるの資格は出生結婚歸化等によりて得るものにして其權利の中私權に屬す可きものは内外人

間に區別無きを通則とすと雖公權即ち選舉權被選舉權任官の權の如きは一國臣民の專有たる可きものなり第八十九條に日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官に任せられ尙其他の公務に就くことを得るといふが如き其一例なりこの條は管に任官及就公務の權が日本臣民の專有なるを示すと同時に均くなる文字によりて民族門閥の如何を問はずこの權あることを示せるなり

憲法第二十條第二十一條に規定せる兵役納税の義務に就ては多く説明するの要を見ず而して第二十二條以下は臣民の自由則ち民權を規定せるなり居住移轉の自由濫に逮捕監禁審問處罰を受けざるの權利裁判官以外に裁判を受けざるの自由家宅不可侵權信書秘密の權所有權の確保信仰の自由言論著作印行集會結社の自由請願の權利凡そ此等の權利自由は必しも臣民をして絶對的に有せしむるに非ずと雖これを制限するに當つては一國の元首が其單意を以て爲す可きに非ず多くは臣民の代表者をして協賛せしむる所の法律の規定に據ることゝ爲せり信仰の自由の如き法律の範圍云々の明文無しと雖然も安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かざる限に於てと明示する所あり濫に束縛するを得ざらしめたり抑

も民権を斯の如く法文を以て確保したるは基督紀元千六百八十九年英國議會が議決せる權利法典を以て初となすといふ

第九章 帝國議會

帝國憲法は其第三章に於て帝國議會に關するを規定したり蓋し立法權行政權司法權の三大權の中に就て立法權最も重く而して帝國議會は天皇が立法權を行はせらるゝに當りこれに協賛する機關なるを以て先づ其れに付ての規定をなせるものに外ならず帝國議會とは我が日本の國會の特稱なり世界の立憲國多くは其の國會に關する特稱を有す英國の國會はこれをパアリヤメント(Parliament)と云ひ亞米利加にてはこれをコンクレスス(Congress)と稱し西班牙にてはこれをコルテーズ(Cortes) 荷蘭にてはステエツゼラル(Staten general)と云ふが如し。

史を案ずるに國事を議する會合は其の起源頗る舊し希臘にも羅馬にも後世の國會に類似せるものありたり殊に羅馬の元老院の如きは其の政治の中心たりしこと何人も如る所なり然れとも此等は今の所謂國會とは稍其の性質を異にす今の

國會は英國に於ける賢人集會(Wisemanenot)を以て其の始祖となす是れ英國サクソン(Saxon)時代に於ける國會にして其の中に民選の分子を含まず貴族高僧の會議なりしと雖とも自から國民を代表するの性質を帯びたりしなり爾來賢人會議は一變し那耳曼時代の大會議となり再變してParliamentとなれり

英王チンの時貴族王に迫まりて彼の大憲章を發布せしむるに當り人民の代表者を中央に召集して其の議に與からしめたりこれ代議士なる者が中央に召集せられたる始めとなす其の後英國の國會は貴族高僧及び士人(Knight)の代表者を以て組織したりしがヘンリ三世の時市民の代表者も又執政レスター伯によりて召集せられエドワード一世の時此等諸種の元素盡く整頓し後世の謂はゆる標準國會(Model Parliament)始めて開かるゝに至れり即ち其の以後に開かれたる世界各國の國會は皆模範を此に取れるものなり

帝國憲法第十三條を見るに帝國議會は貴族院衆議院兩院を以て成立すとあり抑、議院の制度に二種あり一院制度二院制度これなり而して此の條文によりて見るに我が國には二院制度を採ること明かなりと云ふ可し。一院制度二院制度の得

失に就ては古來種々の議論あり、然れとも一院の決議を批評し修正するがために第二院を必要とすと云ふことは殆ど定論にして實際に於ても、又歐米諸國の中苟くも大國と稱するものは何れも此の二院制を取らざるなし

帝國憲法第三十四條に曰く貴族院は貴族院令の定むる所により皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織すと想ふに國會の上院に二種類あり其の第一は貴族院第二は即ち元老院なり君主國に於ける國會の上院は概ね貴族院と稱し、民主國に於ける國會の上院を元老院と稱するを常とす

君主國に於ては社會の特別階級に屬する貴族を以て一院を組織せしむと雖とも民主國には素より貴族と云ふものなし故に特に老功なる政治家を擧げて元老院を組織せしむるなり又聯邦制度の民主國の如きは其の下院に於て國民を代表せしむると同時に其の上院に於て聯邦諸州を代表せしむる必要あるがために特に元老院を置くものとす而して獨逸帝國聯邦參事院と以上述べたるものとは自から其の性質を異にす聯邦參事院は獨逸聯邦より帝國政府に向つて派遣する所の全權公使の集會の如きものにして唯、帝國々會の上院として立法に與かるのみな

らず帝國行政上の事に關して容喙するの權利を有し或意味に於ては其の性質古代の羅馬に於ける元老院に類似するものなり

日本は君主國なるが故貴族院の設けあること自然の數なり而して其の組織は多く普魯士王國の貴族院に類似す英國の貴族院は僧、貴族、俗貴族(Lord Spiritual, Lord Temporal)を以て組織せられ更にこれを分つて大僧正、僧正等の高僧と大丕烈頗の世襲の貴族、愛耳蘭蘇格蘭の代表貴族及び貴族の司法事務を取り扱ふが爲めに一代貴族に任ぜられたる法務貴族を以て組織せらる日本の貴族院は皇族、華族、勅選議員の三種より成ると雖も皇族は其席に就き給はらざるを常とす、華族中公侯爵は世襲の議員なりと雖も伯子男は同族間の互選によりて任ぜらる又勅撰議員に二種あり其一は學識功勞によりて勅選せらるゝもの他は一府縣内の最多額納税者十五人より一人を互選し推薦したるものを勅任せらるゝものこれなり此等の組織は凡て貴族院令の定むる所にして而して貴族院令は半ば法律の如く半ば勅令の如き性質を有するものなり即ち其の始め勅令として發布せられたるもこれを改正するに當りては貴族院のみの決議を要するものとす衆議院は貴族院と異

なり公選せられたる議員を以て組織すること憲法第三十五條の規定の如し而して此點に就ては世界の立憲國差別なきなり然れども衆議院議員を選挙するの權利が國民全體にあると其の一部にあるとに従つて各國の制度多少趣きを異にすこれ即ち普通選挙と制限選挙との區別の生ずる所以なり普通選挙とは女子と丁年未滿の者とを除きて凡ての人民選挙權を有するの制にして制限選挙とは財産又は納税額の多少によりて制限を立て或程度以上のものゝみに限りて選挙資格を與ふる制あり

世界の立憲民主國は多く普通選挙の制を取り立憲君主國と雖とも普通選挙の行はるゝ國なきにあらず我が日本は制限選挙の制を用ゐる直接國稅十圓以上を以て制限とす普通選挙制限選挙の得失に就ては古來多くの議論あり而も代議政治の原理より推せば普通選挙を以て勝されりとなさざる可からず只何れの社會に於ても下流の人民は多數にして上中流は比較的少數なり故に妄りに普通選挙を用ふる時は議會は常に勞働者の代表者が多數を占むるの場所とならん故に實際に於て普通選挙を實行する場合には此等の點に關して深く考ふる所なかる可からず

らず

選挙區の制度は大小の二種あり大選挙區制とは一府縣を通じて一選挙區となすの法にして小選挙區制とは一郡を以て選挙區となすの法なり

又選挙人が選挙をなすに當り連記單記の二種の方法あり連記とは其の選挙區より出すべき代議士の數と同數なる候補者の名を記して各選挙人が投票し得る方法にして單記とは一人の選挙人が一人の候補者のみを投票し得るの法なり投票の方法に記名と無記名との二種類あり記名とは選挙人が投票紙に其名を記して投票する方法にして無記名とは其の名を記さざるの法なり。我日本の選挙區は大選挙區制にして單記法を用ひ投票は無記名なりとす

西洋諸國に於て大選挙區制の國は概して連記法を用ひ單記法は小選挙區制にして單記法を我が日本に於て用ひたるは蓋し新例なりと云はざる可らず帝國議會の職務は立法院として法律に協賛する外豫算を議定すると行政を監督するとあり抑々租稅は國民の承諾を得ずして課する能はずと云ふは世界最初の憲法たる大憲章以來立憲政治の一大要義と認めらるゝ所のものなり但しこの事

に關する説明は帝國憲法第六章會計の事を述ぶるに當りて叙する所ある可し而して帝國議會はこれを立法院と稱するも亦た行政の事に關係す可き職責を有するなり行政の職責は行政部これを帶ぶること勿論なりと雖もこれを監督するは立法院の任なり是を以て帝國憲法第四十條は規定して曰く兩議院は法律又は其他の事件に就き各々其の意見を政府に建議することを得云々又第四十九條は兩議院は各々天皇に上奏することを得るを規定せり而して此の建議上奏の權利なるものは専ら其の行政監督の職務を盡すが爲めに用ふるものなりとす殊に國務大臣が其の政を失へる時に當りこれを彈劾せんと欲する場合の如き此の上奏の手段によるを常とす

帝國議會の説明を終るに臨んで其の特權の事に關して一言するを要す帝國憲法第五十二條に兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及び票決に付き院外に於て責を負ふことなし現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除くの外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることなしと規定したり即ち前者は言論の自由にして後者は捕縛の自由なり

帝國議會の議員は完全なる言論の自由を有す英國の議會は其の昔議會に於ける議員の言動に就き數々政府の干渉を受けたること有り是を以て政府は勿論裁判所と雖とも決して議會内の言論に關し嘴を容れしめずと云ふ主義を取り千辛万苦して漸く其の目的を達するを得たり爾來他國の憲法も亦た此れに倣うて議會の言論自由を完全に認めこれを規定することゝなれり

議會に於ける議員の言論自由なりと云ふの意は議會外に對して自由なりとの意にして議員は如何なる惡口雜言をなすも差問なしとの意にはあらず議會外の者は決してこれに嘴を容るゝ能はずと雖も議會自らこれを取り締まることを得るは勿論なり則ち議員にして失言をなす時は議長は此れを取り消さしむ可く又は此れを譴責すべく場合なよりては此れを除名することある可きなり英國の議院の如きは頗る禮節を守り議員相呼ぶに名を以てせず名譽ある紳士と稱すと云ふ捕縛の自由も亦た言論の自由と同じく極めて重大なる議會の特權なり即ち兩院議員は現行犯罪若しくは内亂外患に關する犯罪を除くの外は議會の開會中議會の承諾を得るにあらざれば妄りに此れを捕縛することを得ず此の特權も亦た

言論の自由と同じく英國の議會が千辛万苦の結果漸く得たる所のものにして他國憲法の模範となれるなり議會が其の職責を全うする上に於て此權利の重要なこと素より多言を要せざるなり

第十章 内閣と樞密院

帝國憲法第五十五條に曰く「國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず」と抑國務大臣なるものは入りては内閣を組織して大政を輔弼し出ては各省の長官として行政の衝に當るものなり内閣に二の種類あり其の一は英國風と稱す可きものにして他は獨逸風と稱すべきものなり

英國風の内閣は責任内閣又は政黨内閣と云ふ今英國に於ける内閣制度の發達を考ふるに其の始めは通常會議又は永久會議と稱し議會の委員會にして行政監督の職掌を帯びたるものなりしが遂に君主を助けて政務を見ることとなり其の後其中より特に人選して更に樞密會議 (Privy Council) なる者を組織することとなり樞密會議一度起るや前の通常會議は全く其の勢力を失ひ全權は樞密會議に

歸することとなり然るに多く歳月を経るに従ひ君主は樞密會議を不便とし更に其中より選任して内閣に列せしむることとなりこれの内閣 (Cabinet) と云ふ

内閣の始めて起るやこれに列するもの必ずしも一黨派のものたるに限らざりしがウヰリヤム三世の黨派を異にする内閣員が數衝突するを憂ひ遂に議會に於て多數を占むる所の黨派中より内閣員を選ぶこととなり之を政黨内閣の起原とす

世間多く説をなして曰く英國風の内閣と獨逸風の内閣と異なる點は前者は議會に對して責任を帯ぶるも後者は單に君主のみに對して責任を帯ぶるにありと此處に於て我が帝國憲法の第十五條に其の責に任ずるとあるは君主に對しての責任なりや又議會に對しての責任なりやと云ふ議論を生ずるに至れり然れども余を以てこれを見れば英國風の内閣と獨逸風の内閣と異なる根本的の相違を生ず可きものにあらざるが如し英國の内閣大臣と雖とも名義上の責任はこれを任命し給ふ君主に對して帯ぶるものなり只事實の上に於て議會多數の反對を受くる

時は其の地位を保つ能はざるを以て對議會の責任となるに外ならず思ふに獨逸の内閣は對議會の責任なきが如く見ゆるも實は然らずして只建國の日淺きが故にかゝる形を現はすに過ぎず獨逸の大宰相ビスマルクは建國の功臣なり此の人の技量により獨逸帝國は組織せられたるが故に暫く此の人の技量によるにあらずんばこれを維持すること能はず故に獨逸議會の大多數は黨派の異同を問はずビスマルクを助けて其政策を實行せしめたりビスマルク在職の時若くは其の餘勢の存する間及議會に小黨林立して政府に操縦の機會を得せしむる間は獨逸帝國の内閣建國當時の有様を持續し得可きも而も一の法律を作り一の豫算を通過せしむるに當り議會多數の協賛を必要とする事實存する限りは議會の多數と一致協同の地位を保つにあらざるは如何なる内閣も其の地位を保つ能はざるや明かなりと云ふ可しこれを要するに責任内閣政黨内閣と稱するものは事實の上より内閣を觀察したる名稱に外ならず明文より云へば君主國の内閣は悉く帝室内閣なり事實上よりいへば結局責任内閣ならざる可らず我が國に於ても超然内閣なるもの亦遂に政黨の基礎に依らざる可らざるを感んずるに至りたるは此理を

證明するに足る一實例なりと云はざる可らず。

右述ぶるが如くなるを以て帝國憲法に其の責に任ずとあるは補弼の責に任ずるの義なりと解釋するを至當とす即ち議會の多數を率ひて天皇を補弼し奉りて立憲の美果を收むるの責任に外ならず而して大臣の責任は詔勅の副署によりてこれを明かにし帝國憲法第五十五條の第二項に「凡ての法律勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す」とあるはこれなり我が國に於ては維新の初め太政官を設けて太政大臣左右大臣及び參議をして重要な政務を審議せしめしが憲法發布前數年制度を改め内閣を設け總理大臣をしてこれを綜べしめ各省大臣と共に政務を處理することゝなれりこれ蓋し西洋諸立憲國の制度に習へるものにして憲法發布に關する準備の一たりしなり

「樞密院は樞密顧問を以て組織し天皇の諮詢に答へ重要な國務を審議す」と憲法第五十六條に規定したり他國の制度を見るに樞密院なるものは多く内閣の前身なるが如し内閣制度完備すると同時に其の勢力を失ひ顧問なる地位は單に名譽の地位として存するが如し我が國に於ては特に樞密院を置き樞密顧問を設けたり

と雖とも事實に於ては他國の樞密院と多く異なる所なし思ふに内閣は其の責任を重んぜざる可らざると同時に又重大なる權力を有せざる可らず然るに若し樞密院の勢力盛にして帝國議會と前後して以て内閣を控制するが如きことあらば内閣は前門の虎と後門の狼との爲めに抑制せられて如何なる大政治家も遂に其の手腕を振ふこと能はざるに至らん

第十一章 司法

立法行政司法の三大權は鼎立せざる可らずとは佛人モンテスキューが唱へたる所に於て一時はこの議論天下を風靡し北米合衆國の制度の如きは此の主義によりて建設せられたるなり然れども今日にありては學者必ずしもモンテスキューが説を遵奉せず行政權の如き寧立法權と鼎立することなくして立法行政の二大權の間に親密なる關係なければ圓滑なる政治を行ふこと能はずと主張するものあるに至れり然れとも此等の議論あるに拘はらず司法權の獨立は極めて大切なものにして身軀の自由財産の安固は偏へに司法權の獨立によりて維持せらるるものにして

ものと云はざる可らず思ふに立憲政治の目的とする所一にして足らずと雖とも其の主要なるものは人民をして其の身軀の自由を完からしめ其の財産の所有權を鞏固ならしむるにあり而してこれがためには憲法の規定によりて先づ司法權の獨立を計らざる可らず

帝國憲法の第五章に於て規定する所のものは此の司法權の獨立を以て主眼とするなり即ち第五十七條に司法權は天皇の名に於て法律により裁判所これを行ふとあり由是觀之司法權なるものは正義の源泉 (Fountain of justice) たる天皇より出づるものにして其の御名に於て行ふものなりと雖も同時に天皇とても自らこれを行ひ給ふにあらざして裁判所にあらざるは司法權を行ふこと能はず而してこれを以て當りては徹頭徹尾法律に依らざる可らざるなり

裁判所は裁判官を以て組織せるものにして裁判官に任ぜらるるものは法律に定めたる資格を具へざる可らざること憲法第五十八條の規定の如し然り而して法律により司法權を實行する裁判官なるもの其の地位安泰ならざる時は威力に屈して法を曲ぐるの恐あり金錢の爲めに眩惑せられて不公平なる裁判を行ふの恐

なしとせず果して然らば司法権の獨立忽ちにして其の實を失ひ生命と財産と不安固の地位に陥るとなしとせず故に帝國憲法は規定して曰く「裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分による外其の職を免ぜらるゝことなし懲戒の條規は法律を以て之を定む」と即ち裁判官たるものは憲法の保障によりて終身其の職にあるものにして何人も之を動かす能はず裁判官を終身官となして其地位を強固にし以て司法権の獨立を謀り公平なる裁判をなさしめんとするは此の規定の精神に外ならざるなり

以上述ぶるが如き方法によりて司法権の獨立を謀るも尙ほ不公平なる裁判行はれ司法官中に腐敗するものあらんことを慮り帝國憲法は別に一條を設けてこれが豫防の途を講ぜり憲法第五十九條に曰く裁判の對審判決はこれを公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの恐ある時は法律により又は裁判所の決議を以て對審の公開を止むることを得と即ち裁判所を公開し何人と雖もこれを傍聽することを得せしめて國民をして間接に裁判官を監督せしめ裁判官をして國民環視の中に立ちて公平無私の裁判を行はしめんとするは本條の規定の理由なりと云ふ

可し

帝國憲法は以上述ぶるが如き手段を盡して身軀の自由と財産の安固とを謀らんとす而して其の斯の如き周密なる規定の設けらるゝに至りたる所以は古來專制政治なるもの司法権の紛亂より來れることを覺悟したる爲めに外ならず立憲政治の國に於ても司法権を亂用して民権を抑壓せんとしたる例實に少なからずされば如何なる憲法に於ても司法権の獨立は最も重きを置く處にして世界最初の憲法たる大憲章中に於ける裁判に關する箇條の如き大憲章中最重要の箇條 *English trial clause in Magna Carta* として憲法史家は常に稱賛する所なり

第十二章 會計

政府が租税を賦課せんとするに當りて必ず國民の承諾を経ざる可からずとは大憲章以來立憲政治の一大主義と認められたる所のものなり英國の議會の如き風に此の權利を利用して政治上の弊害を匡正せんことを謀れり往時英國の議會に條件承諾 (Conditional grant) なることありこれ即ち政弊の匡正 (Redress of grievance)

を條件として租税の賦課を承諾するの謂に外ならず英人が常に吾人の権利は吾人の祖先の財袋を以て購へるものなりと云ふも亦此の事を指すものとす。

帝國憲法第六章に規定せる會計に關する條章を見るに新に租税を課し及び税率を變更するは法律を以て此れを定む可しとあり又國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経可しと規定す是れ即ち政府が其政費の財源を得んとする場合及び其の支出の方法に就ても一々帝國議會の協賛を要する旨を定めたるなり租税は豫算の歳入部として議會の協賛を得るの制を取るの國と特に法律を以てこれを定むるの國とあり我が日本の如きは即ち後者に屬す

政府は年々議會に豫算を提出してこれが通過を謀らざる可らず豫算若し不通過なれば政府は其の糧道を絶たれたるに等しきを以て勢其の職を辭せざる可らず故に豫算の否決若しくは大修正は内閣の不信任を證明する所の方法中最も効あるものと認めらる而して外國に於ては豫算不議定若しくは不成立の場合に於て政府たるもの一文半錢を使用するの道なしと雖も我が憲法はこれに就て特に一手段を設けたり即ち第七十一條に定めたる如く帝國議會豫算を議定せず又は豫

算不成立となれる場合に政府は前年度の豫算を執行するを得るこれなり然れども本年度の豫算不成立の場合に於ては前年の豫算を以て本年度に於ける新事態に應ぜざる可らざるを以て政府たるもの頗る苦痛を感ぜざるを得ず又立憲國の政府は必ず議會の議定したる豫算によりて會計の事を處理せざる可らず雖も然れども政府豫算を提出し議會これが協賛をなすに當りて不測の變を豫想すること難し是を以て帝國憲法第六十四條の二項に規定する所あり曰く豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要す即ち豫め豫備費なるものを設け款項超過豫算外支出の必要ある場合には政府其の責任を以て豫備費より支出し後日に至りて帝國議會の承諾を求むるなり又外國に於ける議會は豫算を排除し削減するに就いて完全なる權力を有すと雖も我が日本の憲法はこれに就いて例外を設けたり即ち憲法第六十七條を見るに第一憲法上の大權に基ける規定の歳出第二法律の結果により又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして議會これを排除し又は削減するを得ざるなり即ち第一は例令ば官吏の俸給の如きもの第二は議員の歳費及び公債の償

還の如きものを指す此等の費用を廢し若しくは削減せんと欲する場合には政府の同意を要する旨を規定せるなりこれ外國にありては極めて比類少なき規定にして獨逸連邦中に一二の類例ありと云ふ帝國憲法第六十五條に曰く「豫算は前に衆議院に提出す可し」とこれ衆議院の先議權なるものを規定せるなり抑租税は其の大部分は國民の負擔する處にして一部貴族の負擔する處のものは極めて鮮なし故にこれに關する豫算は先づ衆議院の議決を経ざる可らず加之外國の憲法は概して貴族院に豫算修正の權を與へず我が國の如く衆議院の豫算先議權のみを認めて而して貴族院がこれを修正することを許すは頗る異例と謂ふ可きなり。議會は先きに豫算によりて政府の財政を監督し後に決算によりて再び此れを監督す國家の歲入歲出に關する決算は會計検査院先づ検査確定し然る後政府は其の検査報告と共に議會にこれを提出す議會は決算委員を設けてこれを調査し若し不當なる收支あることを發見する時は政府に對して適宜の處置を採るものとす

第十三章 補則

帝國憲法の補則は彼の修正條項 (Amendment clause) を始めとし前の諸章中に分類す可らざる重要な規定を掲げたり先づ憲法改正に就いて規定して曰く「將來此の憲法の條項を改正する必要がある時は勅命を以て帝國議會の議に附す可し此の場合に於て兩議院は其の總員三分の二以上の出席あるにあらざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るにあらざれば改正の議決をなすことを得ず」と即ち多くの議案は政府は議會と共に發議權を有すと雖も獨り帝國憲法の改正に至りては 天皇陛下のみ發議權を有し給ふ又他の議案を議する場合には總員三分の一を以て定員 (Quorum) となすに拘はらず憲法改正の場合には三分の二を以て定員とし他の議案は出席員の過半数を以て決するも憲法改正は其の三分の二を要すと規定せるなり蓋し憲法改正の難易は憲法學者の所謂硬性憲法 (Flexible constitution) 軟性憲法 (Non-flexible constitution) の分かるゝ所以にして憲法の大體の性質は之れに由りて定まるものなり諸外國の憲法を見るに英國の如きは不成典憲法なるを以て勢軟性なり即ち改正の場合に於て憲法と他の法律と

の間に手續上の差なし然れども他國の憲法は概して成典なると同時に硬性なり即ち憲法を改正するに當りては他の法律を改正するよりも一層鄭重なる手續を要す而して我が日本憲法の如きは硬の最も硬なるものと謂ふ可きなり
 補則中に掲げたる他の事項は皇室典範の改正は帝國議會の議を要せざることを皇室典範を以て憲法を變ずること能はざる等これなり又憲法及び皇室典範は攝政を置く間は變更すること能はざること及び憲法發布前に出でたる法律規則命令等は憲法に矛盾せざる限りに自由の効力を有する事等を規定せり思ふにこれに就いては特に説明を要せざる可し

以上七章七十六條は即ち大日本帝國憲法として欽定せられ明治二十二年紀元節を以て發布し同じく二十三年を以て實行せられたるものなり即ち日本國民は將來永くこの憲法の德澤に浴し其の幸福を増進せざる可らず想ふに今の時に當りて大日本帝國國民の取る可き處の主義唯二あり外に對しては帝國主義内に對しては立憲主義即ちこれなり對外の方針に就ては今須臾之に言はず立憲主義はこれに對して多少の非難を加ふる者あるに拘はらず將來他に一層善良なるなる主義

方針の發明せらるゝ時あらば知らず今の時に當ては最良最善の主義として文明國民の奉せざる可からざる主義なるや疑なし近時魯西亞の宗務大臣の如き立憲政治に對する非難の説を公にして頗る得々たりと雖とも斯かる非難は彼れの言を待ちて始めて知るべきものにあらず今を去る數十年の昔にハーバートスペンサアが代議政體論を著したる時立憲政治の弊害なるものは指摘して殆ど餘す所なし然りと雖ともスペンサアが認むるが如くに其の弊害多々なるに拘はらず立憲政體は依然として最良の政體なり所謂立憲政體に對する非難なるもの多くはこれを運用す可き國民の無能力より生ずるもののみされば我が國民の如き立憲政體の興ふる所の慶福に浴し其の弊害を避けんと欲せば自ら公德を養成し政治上の知識を養ひて以て其の責務を盡すの道知らざる可らず此の講義の目的も亦諸君をして日本國民として必要なる立憲思想を養成せしめんとするの微意に外ならざるなり

明治三十五年九月廿四日印刷
明治三十五年九月廿七日發行

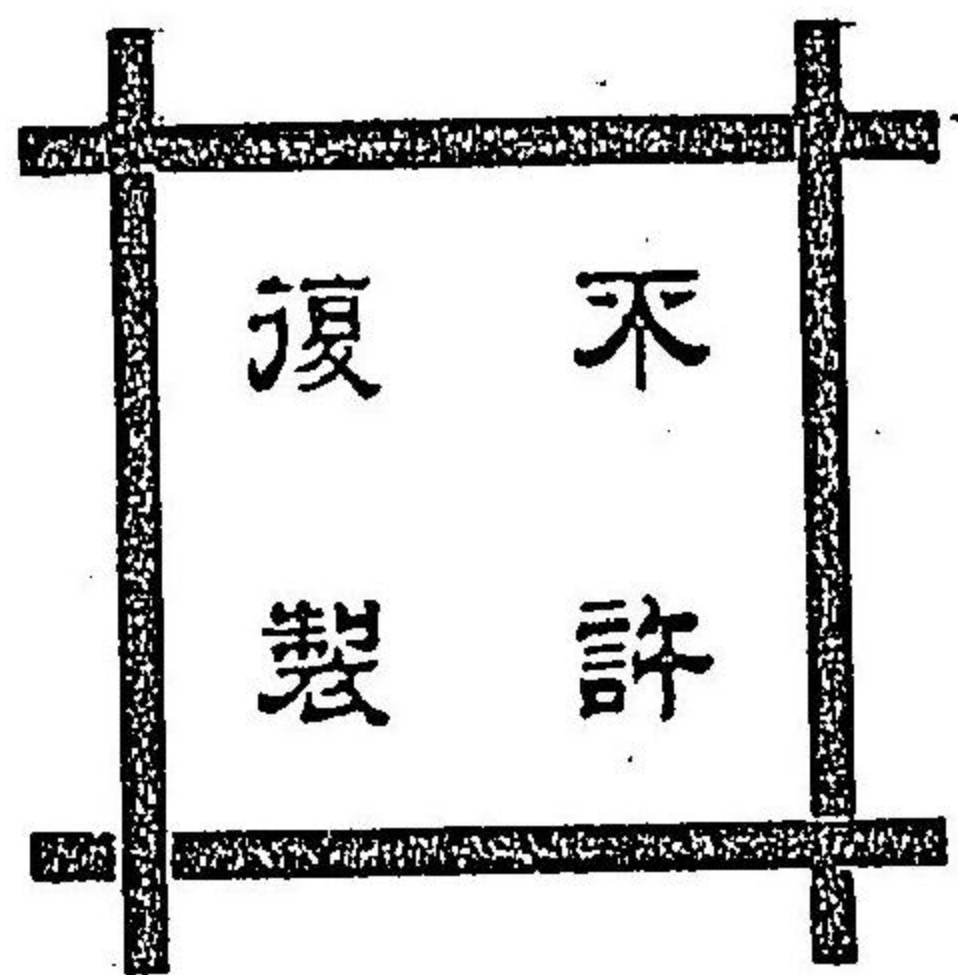
正價金貳拾五錢

講述者 高田 早苗

發行者 荒川 信賢
東京市小石川區關口町二百番地

印刷者 佐久間 衡治
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目三番地

印刷所 株式會社 秀英舍 第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目三番地



發行所

東京府豐多摩郡戶塚村六百四十七番地

早稻田大學出版部

電話番町三七四番

早稲田大學出版部圖書目錄



(版八)
政治汎論
 一名 沿革實用政治學
 背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
 一千二百五十頁 小冊料四百頁

希臘、羅馬の古代より筆を起し近世歐米諸大國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地方制度等を説明して細大漏す處なし世界政治制度の實況を知らんとする者必よ本書を讀め

英法博士 ウィットロフ、ワイルソン 原著
 法學博士 高田 早苗 譯

(版一十)
經濟原論
 背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
 八百餘頁 郵稅拾八錢

原著者は近世經濟學界の棟梁として歐米大陸に盛名あり或派の陳腐を遺はす開派の新説を街に於て所説確立論精確なり譯者本版に於て更に大訂正を加ふ

英法博士 アルフレンド、マーシャル 原著
 法學博士 芥上 辰九郎 譯

(版四)
國民銀行論
 一名 信用組合新策
 背皮金文字入上製 正價壹圓
 五百餘頁 郵稅拾四錢

本書の目的は國民の勤儉心を養ひ資本勢力の調和を計り國家生産上に利益を興へんとするにあり、本書の如きは我邦信用組合の發達を助け社會問題解決の指南となるべきなり

英法博士 ウォルバフ 原著
 法學博士 天野 爲之助 譯
 和原文 大郡 謙

(版三)
新條約論
 背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
 六百五十頁 郵稅拾六錢

最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約を國民の心得可き事項に至るまで徹盡して其感入し附録には我國と英、法、米、露等五大國との新條約正文を附す

國際法 法學博士 中村 進午 著

(版四)
經濟政策
 附 外國貿易論
 背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
 六百五十頁 郵稅拾六錢

政府と産業との關係、公正なる富の分配法、經濟と道德との關係、是れ皆本書の正解明瞭する所、外國貿易論亦斬新の見を以て外國貿易に關する一切の事項を論斷す

英法博士 ソグロ、ボツク 原著
 法學博士 金子 金四郎 譯
 法學博士 田島 錦 譯

英倫博士、キーン、スミス著
天野翁之助譯

經濟學研究法

背皮金文字入上製 正價金壹圓
四頁五十五頁 郵稅拾貳錢

不偏不黨公明正大の眼を以て經濟學研究の方針を指示し純正論議及歴史派の缺點、短所、僻見、誤謬を論議したるもの論理的確引證精密、經濟の學に志す者は先づ本書に依て其研究の方針を定むべきなり

附註法學會員 有賀長雄著

(版六)

近時外交史

背皮金文字入上製 正價金四圓五拾錢
七頁百餘頁 郵稅拾六錢

新學界の有志博士が多年研鑽の餘に成りしもの、筆を維持公會に起し冷土戰争に結び列國の交渉最も頻繁なる時代を網羅す材料豊富、敘事精確文章亦雄麗なり

(版再)

國際法

背皮金文字入上製 正價金四圓
一頁八頁 郵稅四拾錢

原著者は歐洲第一流の國際法學者なり本書は約二千頁の大卷先づ筆を概論に起し國際公法私法、刑法に論及して餘蘊なし、斯學に關する無二の寶典とす

英國 シヤン、マツカフシー原著
日本 吉田、早苗、助共譯

一名 女皇之御宇

全部三卷上巻千頁餘頁背皮金文字入
上製正價貳圓參拾錢 小包四頁百餘

此書英國現代の政治、宗教、文學、教育、工商等國家社會百般の事網羅して道さず、上中下三巻總て三千餘頁に渉る大著作なり、譯者雄麗の筆を揮ひ多年を費して本書を譯出す其趣味盡し小説以上のものあらん

英倫博士、シム、スコット著
早苗、吉田譯

英國國會史

背皮金文字入上製 正價金壹圓參拾錢
八頁百餘頁 郵稅拾八錢

英國議會開けて以來千有餘年間の變遷事例を説ける者也、歴世の英物が國會場面に角逐馳騁したるの狀宛然目に陥るが如し

(版三)

英國憲法論

附高山博士英國憲法講義

背皮金文字入上製 正價金四圓五拾錢
九頁百餘頁 郵稅拾六錢

立憲政治の祖國たる英國憲法の性質は立憲國民の知るを要する處、而して英國憲法を研究するに適當なる本書の如き世界無比を見ず

英國 國 エー、グレイ、ダインシー原著
法學博士 高田、早苗、吉田共譯
文學博士 梅若、誠太郎共譯

文學博士 神崎正治著

宗教學概論

背皮金文字入上製 正價金四圓五拾錢
六頁百餘頁 郵稅拾六錢

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史よりも一歩を進め、神學を蒐集し材料を豊富にし心理學、倫理學、社會學等の諸方面に關し統一的説明をなしたるにあり、斯學に志するもの士は須く一木を備へざるべからず

米國 フランク、ジョー、グランド著
日本 浮田、和民譯

英國 ミケール、マルホルム原著
日本 フロント、大石、熊吉、前川九萬入共譯

萬國國力比較

背皮金文字入上製 正價金貳圓
八頁百餘頁 郵稅拾貳錢

本書は研究手難なる英米の行政法を解説することに極めて明瞭にして之を獨佛の制に比較して其長短優劣を明にす斯學開けて以來の名著作なり

英倫博士、ユング、ブライアール著
法學博士 井上、長九郎、共譯

財政學

背皮金文字入上製 正價金貳圓拾錢
一頁千六百頁 小包料四百餘

本書は原著者の深遠なる見識と該博なる材料とを以て成れる學世の大著、パブリック、ファイナンスを論議したるものなり、二讀よく財政の學理と實際とに通曉するを得べし

佛國 アド、ビグル原著
故 酒井、雄三郎譯

(版再)

世今歐洲外交史

背皮金文字入上製 正價金四圓五拾錢
一頁千六百頁 小包料四百餘

本書は最近八十年間に於ける歐洲外交界の沿革を叙述し、列國の親和、抗爭、聯合、離散する所以の形勢事情を明にせる者也幾多歐洲外交界の英物が龍騰虎拏の壯技を演ずるの狀歴々として觀るべし

背皮金文字入上製 正價金四圓
一頁千六百頁 小包料四百餘

精巧圖面三拾餘頁挿入

本書は世界各國に於ける農工商業、内外貿易、牛馬、綿、麻の數に至るまで細大漏さず之が統計を各々の國の比例を示し一讀人をして世界各國の貧富強弱を知悉せしむ、學者、商工業者必讀の書なるべし

文學博士 ヤチン、ググ原著
文學博士 藤、隆、吉譯

(版三)

哲學概論

背皮金文字入上製 正價金四圓拾錢
五頁五百五十頁 郵稅拾四錢

社會學に關する最近の名著にして社會の起源、其成長、構造、目的及活動を各種の方面より説明せるものなり、歐米の學者本書を以て社會學の組織を一新したるものとす斯學研究者は必ず本書に須たるべからず

文學博士 桑木、嚴著

瑞西法學博士 野澤武之助
國際私法專攻 山口弘一著

國際私法論

第一全

背皮金文字入上製 紙數四百餘頁
正價金壹圓四拾錢 郵稅拾六錢

本書の著者は共に多年身を新學の研究に委
めるの人共に該つて本書を成す、蓋し世間同類
書中の白眉たるや論なかるべし、學生の教科
書に用ふるも可なり、學者の座右に供する亦
可なり、

英國マイコ、スミス原著
日本文 文 藤 譯

社會統計學

第一全

背皮金文字入上製 正價金壹圓五拾錢
郵稅拾四錢

本書は最近の人口統計を基礎とし之を社會の
現象に當て立論せるもの、左れば統計學及び
社會學を修むる者の參考に適す荷も政治經濟
の學に志す者頗る一本を座右に供ふべきなり

安部 鶴雄 著

社會問題解釋法

第一全

背皮金文字入上製 正價金壹圓貳拾錢
郵稅拾四錢

世の社會問題を論ずる者多くは理論の片面を
説くに非れば徒らに狂言の旨句を連ねて空談
放言するに過ぎず、平易の文を以て温健の思
想を道り同情ありて偏見せず熱心なれども過
激せず豊富なる材料を按排して規距其序を失
はざるは實に本書の特色なり

明詩林 鎌田榮吉 梁原亮一序
佛國博士 有賀長雄 鎌田榮吉編
佛國博士 有賀長雄 鎌田榮吉編
アナルトール、レルア、ボリニーニ原著
日本 林 毅 陸 譯

露西亞帝國

第一全

背皮金文字入上製 正價金貳圓
八百五十頁 小包料四百頁

本書は露國の政治、社會、宗教の各方面より其
組織及其相を縱横に解釋論したるもの原書
は觀察鋭利に通くるの故を以て露國に於ては
禁書として發賣を抑せられたるものと云ふ
以て本書の價值を知るべし、

米國ジョン、ダブリニ、バルンエス原著
法學博士 高田 早 苗 譯
吉田 己 之 助 譯

政治學及比較憲法論

第二全

下卷近刊 上巻紙數六百餘頁
正價金壹圓五拾錢 郵稅十四錢

本書は歐米に於ける今代第一流の政治學者
ルツエス博士の一大名著を譯述したるもの、
一讀人をして政治學の要義、憲法の法理原則
に通曉せしむ斯學研究者座右の珍寶たらん

法學博士 賀長 雄 校訂
文學士 畑山 專 大 郎 編著

近世政府主義

第一全

背皮金文字入上製 紙數四百餘頁
正價金壹圓 郵稅十二錢

虛無黨は露國に限ると雖も彼等と主義を同
うし消息を通せる社會黨無政府黨は歐米來水
到處出沒跳梁しときに歐米動地の悲劇を演じ
其掃蕩を計り撲滅を策するは既に世界の大問
題となれり本書は即ち是等一切の病的秘密團
體の起源來歴を巨細に探訪研究したるもの也

米國フランシス、リバー原著
文學士 澤 柳 政 太 郎 譯

政治道徳學

第二全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢
一千二百餘頁 小包料四百頁

立憲治下の國民たるに耻ぢらんとするの士、
政界の清濁に志あるの士、政治家を以て世に
立たんとするの士、世の教育家及倫理の學を
研究せんと欲するの士は須らく本書を一讀せ
らるべし

島村 龍 太 郎 著

新美辭學

第一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十餘頁
正價金壹圓三十錢 郵稅金拾四錢

本書は全然著者の新見に成れる者文章論より
文學に歸結し、以て大方の批判を得んとす、
且初學者の爲には、文學の入門たるべき準備
と研究の過程とを有せり、文字に志あると否
とを問はず國民の座右缺くべからざる良書也

法學博士 有賀長雄著

國法學

第二全

背皮金文字入上製 紙數千四百頁
正價金 參 圓 小包料四百頁

本書は有賀博士が従來日本に行はるる國法學
の六種國法學の編纂に過ぎずして日本國
家の編纂に相違する學説を其條取次々の弊を
憂ひ日本獨立の國法學を構成せんとして、著
する者なり、其論新日本國法學の始り天
皇の御政、議會、官廳、地方自治、法律命令
行政、裁判及行政裁判に及ぶ本書に於て政治
及政黨の效用を學理的に解剖し之を基礎とし
たりして泰西諸學者の存に是れ實に博士の創見
なりされは本書の上梓は實に從來の國法學に
大革命を加ふるものと謂ふべし、

佛國 ルイ、ブローレル 原著
日本 バチニエラ、松平 譯

政治罪惡論

第一全

背皮金文字入上製 正價金壹圓
三百五十頁 郵稅拾四錢

本書は政治に涉れる罪惡を網羅す所なく是
々非々の處政に起る罪惡を抉す實に痛切の硯
對症の良藥なり正人之を讀まば欣欣として強
援を得たるを想ひ小人之を讀まば根柢として
慄然として懼れん

網島 榮一 郎 著

西洋倫理學史

第一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十頁
正價金壹圓三拾錢 郵稅十四錢

本書は有ゆる重要な倫理思想を網羅せる著
者は斯學專攻の名家而かも再三編を更へて
成れる苦心の著なるが故に銀鑄繁簡其宜しき
を得文章亦簡明暢一讀の下泰西二千年の倫
理史思想史の大體に通ずるを得べし

網島 治 郎 著

日清戰後外交史

第一全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢
一千三百餘頁 小包料六百餘頁

本書は發行毎日ならずして發賣を禁止せられ
し故に社友に應じがたし
文學博士 桑木 巖 譯

哲學史要

第一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十餘頁
正價金壹圓四拾錢 郵稅金拾四錢

近刊

法學博士 有賀長雄著
 國際公法
 法學博士 副島義一著
 國際法論
 法學博士 副島義一著
 國際法論
 法學博士 菊池駒治著
 國家學原理
 法學博士 竹井耕一郎著
 國家學原理
 英國ニヨルン著
 帝國憲法論
 佐藤惣三郎著
 經濟學原理
 法學博士 松崎藏之助 法學士 神戶正雄譯
 經濟學原理
 法學士 副島義一著
 日本帝國憲法論
 文學博士 桑木義興 譯
 最近哲學史要

文學博士 坪井九馬三著
 史學研究法
 三並 眞 譯
 佛田和民著
 淨田和民著
 史學原論
 故小山田與清遺稿
 後學戴恩日記
 文學博士 新見吉治譯
 プルタルコス偉人傳
 文學博士 橫田又次郎著
 天學大意
 理學博士 橫田又次郎著
 地理學概論
 文學博士 大西祝著
 西洋哲學史論
 文學博士 大西祝著
 倫理學
 文學博士 大西祝著
 文學博士 大西祝著
 文學博士 大西祝著

早稲田小篇

故酒井雄三 郎著

廿九世紀歐洲政治史論
 正價金參拾錢 郵税金四錢

最近八十年間に於て歐洲列國が經由せる世界の進化如何を一目して觀察し得るもの本書を措て他に求むべからず

佛國 ルイ、ルノール 原著
 法學博士 有賀長雄譯
 法學博士 本宮平九郎譯
 法學士 川平九郎譯

國際法論
 正價金參拾五錢 郵税金四錢

本書は國際法の概念を説き其淵源を詳にし、斯學研究の參考たるべき諸大家の好著を紹介する筈周到著も餘すなし

支那貿易

正價四拾錢 郵税金四錢
 著者 瀋陽に航し商工業を觀察して得たる材料に廣く支那の諸書を參照して成れるもの百般の状況歴々觀るが如し
 橫山正修 著

非鐵道國有論

正價金貳拾五錢 郵税金四錢
 歐米大家の所説に著者の意見を加へて成れるもの世の鐵道經濟を研究せんとする者の爲めには好個の參考書なり
 ドクトル、オグ、高木正義譯
 フイロソフイー

トラスト

正價金參拾錢 郵税金四錢
 經濟社會の大革命とも稱すべきトラスト制度の利害得失及其真相現狀等を明ならしめたるもの獨り本書あるのみ
 (版三)

南洋貿易

正價金五拾五錢 郵税金六錢
 各國勢力範圍 支那交通 產業圖 挿入
 著者 永く南洋に在てよく事情に精通す記者として實地の觀察に基くが故に世間幾多の類書と大に其趣を異にす
 英國アーナルド、アール、コフリン 原著
 法學士 立作太郎抄譯

最近之支那

正價金三拾五錢 郵税金四錢
 材料豊富にして觀察周到なる原著を平易明快に譯述せる者也支那問題に關する著者中樞に白眉の價值あるを信す
 伯爵 大隅重信 講演

管公談

鮮明有餘
 正價金參拾錢 郵税金四錢
 昔公の人物德行今日に至りて大に論士の是非する所となる大隈伯該博の識を以て之を評説す本書の價值推すべし

快樂派倫理

正價金五拾五錢 郵税金六錢
 希臘時代より今代に至る迄有ゆる快樂派學者の倫理觀を歴史的に叙述且つ論評したるもの學者必讀の書なりとす
 法學博士 高田早苗抄譯

帝國主義論

正價金四拾錢 郵税金六錢
 帝國主義が支那問題を中心として世界に横溢活動するの狀本書之を語りて遺憾なし時勢に志有るの士は必一讀せざるべからず
 法學士 三木精太郎抄譯

犯罪學

正價金四十錢 郵税金六錢
 犯罪の原因結果及救済方法を論究して餘す處なし我國の現狀に對して本書の出づる決して偶然に非ざるを信す

高安月郊譯
イブセ社會劇
冊一全

總クローリス上製 四百餘頁
正價金壹圓 郵稅金拾四錢
並製正價金八十錢 郵稅金八錢

文學博士 坪内雄藏著

英詩文評釋

冊一全

總クローリス上製 七百餘頁
正價金一圓六十錢 郵稅金十八錢
並製正價金七十錢 郵稅金八錢
並製下卷正價金六十錢 郵稅金六錢

巽庭實村著
巢林子撰談
冊一全

總クローリス上製 四百餘頁
正價金壹圓 郵稅金十四錢
並製正價金八十錢 郵稅金十二錢

宮崎三味選

元祿名指集

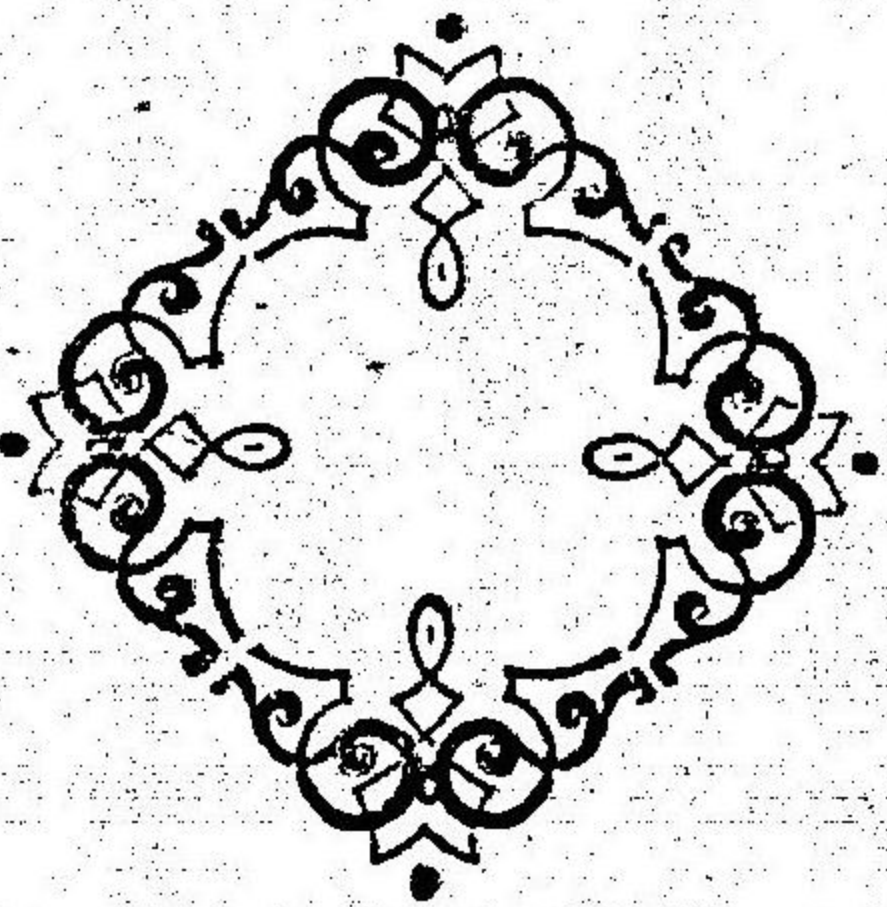
冊一全

元祿時代の名指佳什は今や空しく鯨魚の瘦腹を肥すに委するのみ本校是に見るあり是等將に埋没せんとする諸作を纂録して、元祿名指集上梓の學あらんとす若しこれ編者が斯道に於る學識如何に至りては世已に定評あり刻若二十餘年を費して集積せる珍籍逸品十有餘種は讀書界の一大喝采を得べきを疑はず

近刊

- 宮崎三味 著 支那史
- 小説 尾崎紅葉 著 櫻痴
- トルストイ伯著 尾崎紅葉 著 櫻痴
- アンナ、カレニナ 著
- フロイツク著 登張信一 著
- フロウベル著 上田敏 著
- マダム、ボブリー 著
- ハーディー著 梅澤精一 著
- テ
- ホーソン著 内田實 著
- スカーレット、レター
- 尾崎紅葉 著
- 俳諧七部集略解
- 赤堀又次 著
- 有職故實
- ストツグアド著 千葉鑛造 著
- 英國小説進化論
- ドウテン著 中島茂一 著
- シェークスピア
- 早稲田文學會編述
- 諸曲評釋

島村瀧太郎 著
歌米短篇集
名家短篇集
森柳南著
元曲集
グラー著 永持徳一 著
傑作
ズーデルマン著 田山花袋 譯
デル、カツツエンス、テッヒ
ドウテン著 上村火川 譯
ヂヤ



經濟學叢書

伊國法學博士 ヲイヤー、コツサ原著
日本法學士 永井直好重譯

社會經濟原論

冊一全

總クローリス上製三百餘頁
正價金壹圓 郵稅金拾四錢

米國メーヨー、スミス原著
日本 吳文 譯

經濟統計學

冊二全

上巻發行 總クローリス上製
正價金壹圓 郵稅金拾四錢

歐洲貨幣史

冊一全

總クローリス上製 四百餘頁
正價金壹圓 郵稅金十四錢

英國エドワード、エー、シヨウ著
日本 信夫淳平 譯

金融之原理及其實際

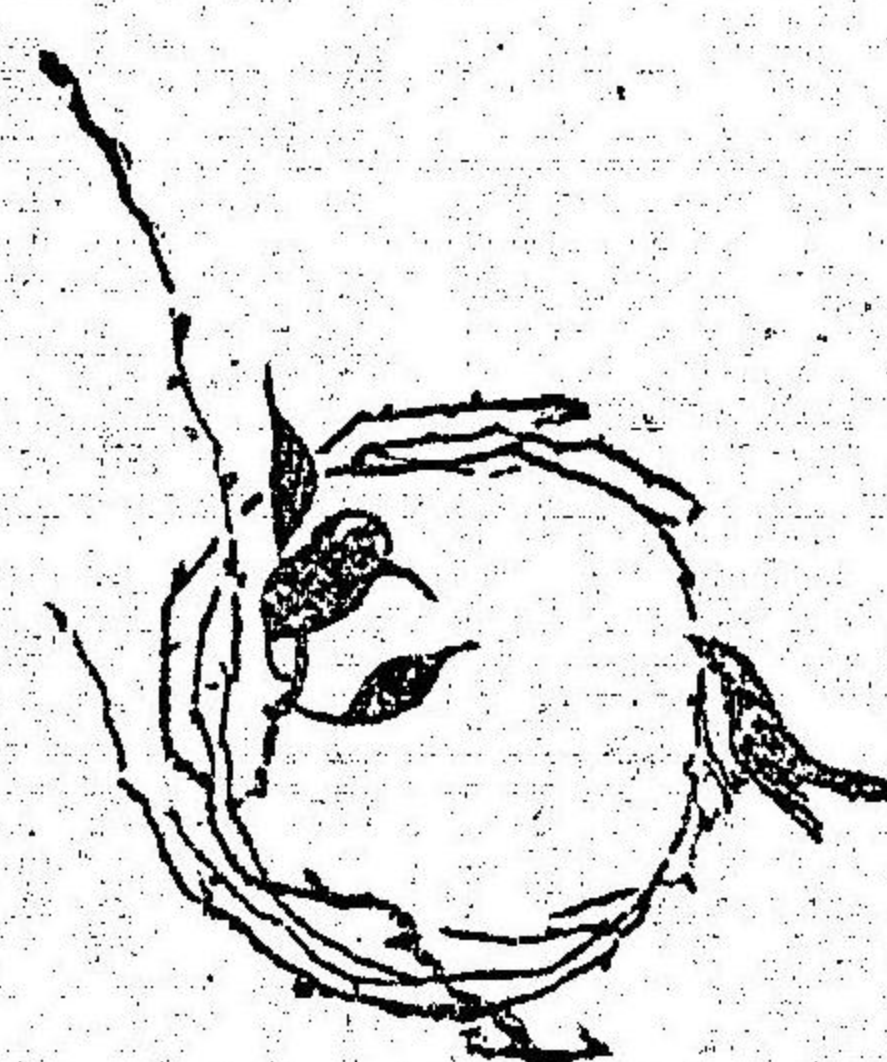
冊一全

貨幣の原理金融の状況を論ずるの書世間必ずしも其類に乏しからず、而かも其原理と實際とを論究し兩者の關係を指示する本書の如きは稀なり、世の銀行家、會社員、實業家は勿論有志を經濟に寄するの一人本を備へば其得る所識し尠少なからざるべし

近刊

法學博士和田辰三郎 岸田虎三郎
 コンラード氏經濟學
 (上)國民經濟學 (中)經濟政策學
 (下)財政學
 法學博士松崎南之助 岩城之寬譯
 ハドレー氏經濟學
 文學士梅若誠太郎 垣原正直共譯
 アダムス氏財政學
 法學博士天野爲之助 原田駒之助譯
 クレアー氏外國爲替論
 法學士永井直好譯
 バッテン氏消費論
 法學士 柳田國男譯
 クラーク氏分配論
 文學士 杉江輔人譯
 クーレー氏交通機關論

マスタート、オグ、ブーツ千葉鐵道
 譯者未定
 ボン、パワーク氏資本論
 譯者未定
 デヴィッドソン氏貨銀論



法律叢書

法學博士嶋山和夫 法學博士櫻井謙重
 法學博士富井政章 法學博士白水實人批
 帝國大學教授 レーンホルム 評
 法學博士梅謙次郎 法學博士菊池武夫
 獨逸伯林ハイムリヒ、デルンブルク原著
 法學博士中村進午 法學士副島義一
 法學博士和田忠三郎 法學士古川五郎合譯
 山口弘一

獨逸民法論

附獨逸民法正文 正價金八圓
 菊判三千五百餘頁背皮金文字入上製
 第一卷 總則 第二卷 物權
 第三卷 債權 第四卷 親族、相続
 ●正價○第一卷金壹圓七拾五錢○第二卷金壹圓七拾五錢○第三卷金貳圓貳拾五錢○第四卷金貳圓貳拾五錢○郵送料○第一卷金拾八錢○第二卷金拾六錢○第三卷金貳拾八錢○第四卷金貳拾八錢○全部小包料壹圓

獨逸商法論

本書は有名なる獨逸の民法學者デルンブルヒ氏の著パンテクタンにして約三千五百餘頁の大卷近世民法の一般原則を闡明して餘蘊なし本校専門の諸學士を頼りて多年漸く完成出版するに至れり世間有爲の士幸に一木を座右に供して本書の眞價を判せられよ
 法學博士嶋山和夫 梅謙次郎批評
 獨逸ボンサイルヘルム、エンデマン原著
 大學教授
 法學士堀内秀太郎 法學士古川五郎合譯
 中村健一郎譯
 附獨逸商法正文
 紙數千二百餘頁背皮金文字入上製美本
 正價金貳圓五拾錢小包料四角
 原著者は獨逸法學界に於て名聲轟々たる新學の大家にして此書は即ち其一代の大作なれば最新の法理に據り縱橫無盡今世商法の一般原則を説明して世の遺徳あらす思ふに我新商法は多く其基を獨逸に採れるを以て本書の如きは其法理を研究せんとする者の爲めに必要無類の參考書たるべし

獨逸刑法論

著者が世界に於ける新學の本澤として譽れずべき學者たるは著者識者の證認する所而かも本書は氏が畢世の大著述にして我國は勿論歐米の學者苟くも刑法の事を論ずる者殆んど引證を此書に採らざるは稀なり、本校風に此書の世を益するの大なるべきを思ひ岡田博士及び乾學士等を頼りて多年、辛苦功成つて今や漸く上梓發行するの運となれり
 獨逸クリスト原著
 法學博士岡田朝太郎題
 法學士乾政彦共譯
 法學士吾孫子謙

近刊

獨逸ヘアテル 法學士堀口九万一
 國際公法
 獨逸ハイムリヒ著 法學士古川五郎譯
 國際私法

國際私法

佛國フイオン著 法學士宮本九郎譯
 獨逸レーマン著
 法學士古川五郎
 法學士玉川次致共譯
 法學士里見三作
 手形法論
 法學士小山田法學士鈴木三郎共著
 民法要論
 法學士 青山衆司著
 商法要論
 法學士 朝倉外茂著
 海商法



法律教科書

由來我國語教育に教科書を用ふるは主に小
 中等普通學の範圍に止り高等專門學術を教
 授するには總て口授筆記の方法を用ふるが如
 し口授筆記必ずしも不可なるに非らず而かも
 單に之に頼る時は學生は筆記に忙殺せられて
 智識を練磨すること難し左れば學生に與ふる
 に簡練なる教科書を以てし之によりて先づ要
 領を會得せしめ講師更に之を敷演して解説を
 試むるよりは研鑽咀嚼の餘裕給て生ずるに至
 り教育上大なる利益ありん是れ吾人が世の識
 者と共に夙に認むる所なるを以て茲に先づ法
 律教科書十數種を出版して妥論を實地に試み
 んと欲す抑もこれ等法律教科書は專攻諸名家
 の編著に係り行文簡潔なると同時に義理明白
 なるが故に各種の受験者を始め世間一般の
 參考に適當なること彼の冗漫なる註釋書と同
 日の論に非るべきを信す

法學士 小山 溫著
民法總則
 正價金四拾錢 郵稅金四錢
 冊一全

判事 今村 信 行者
民事訴訟法
 正價金四拾錢 郵稅金四錢
 篇一第

法學士 平沼 駟一 郎著
債權法總則
 正價金六拾錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 牧野 菊之 助著
親族法
 正價金四拾五錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 和仁 貞吉 著
保險法
 正價金四拾錢 郵稅四錢
 冊一全

法學士 青山 繁 司著
商法總則
 正價金六拾錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 鈴木 喜三 郎著
物權法
 正價金五拾五錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 青山 繁 司著
商行為
 正價金七拾五錢 郵稅金八錢
 冊一全

法學博士 中村 進 午著

平時國際公法

冊一全

正價金八十錢 郵稅金八錢
 特製金壹圓 郵稅金十錢

近刊

債權法各論
 相續法
 會社法
 手形法
 海商法
 民事訴訟法
 刑罰法

刑 事 訴 訟 法
 破 產 法
 國 際 私 法
 戰 時 國 際 公 法

教科書類及雜書



贈正四位 釋契沖撰
 文學博士 木村正壽校訂

萬葉集代匠記

冊二十全

洋裝美本紙數凡五千頁
 正價金拾圓小包料一貫五百文

學海 依田 百川 序
 省軒 龜谷 行引 編
 晚香 菊池 三九 郎編
文章真訣
 (版五)
 正價 金七拾五錢 郵稅金十錢

金卓庵序 土屋鳳洲序
 三島中洲評 菊池晚香輯
漢文綱要
 (版再)
 正價金六拾錢 郵稅金六錢
 赤堀又次郎 千秋季隆共編

國文 網要
平家物語
 正價金六拾五錢 郵稅金六錢
 並製金五拾錢
 早稻田大學 學講師 增田 藤之助 編

(版三)
英語文章軌範
 夕郎 八類美本 紙數二百頁
 正價金五拾錢 郵稅四錢

1-592

早稻田大學出版部出版圖書目錄

法學士 林田編太郎著

憲法學法釋義

冊一全

紙數四百頁 洋製美本
正價金八十錢 郵稅金八錢

法學博士 岡田朝太郎著
判事 藤澤茂十郎著

改正刑法評論

冊一全

紙數三百頁 洋製美本
正價金五十錢 郵稅金六錢

憲法改正草案考證

冊一全

正價金三十錢 郵稅金四錢

法學士古川五郎 山口弘一合編

憲法新編正文

冊一全

紙數五百頁 洋製美本
正價金四十五錢 郵稅金四錢

新法典正文

冊二全

民法之部
法例 民法 民事訴訟法
正價金四十五錢 郵稅金八錢

商法之部
國籍法 商法 商標法
正價金廿八錢 郵稅金八錢

法典修正案理由書

冊二全

刑罰 金二百五十頁
正價金十五錢 郵稅金四錢
民法 金七十五頁
正價金七錢 郵稅金二錢
商法 金七十五頁
正價金七錢 郵稅金二錢
民法施行法 金十四頁
正價金一錢 郵稅金無
商法施行法 金十四頁
正價金一錢 郵稅金無

定期刊行雜誌

中等教育

回一月每

定 一部郵稅共 金廿五錢 五部
金一圓十五錢 十部金二圓廿錢
價 十五部(全部) 金三圓三十錢

早稻田學報

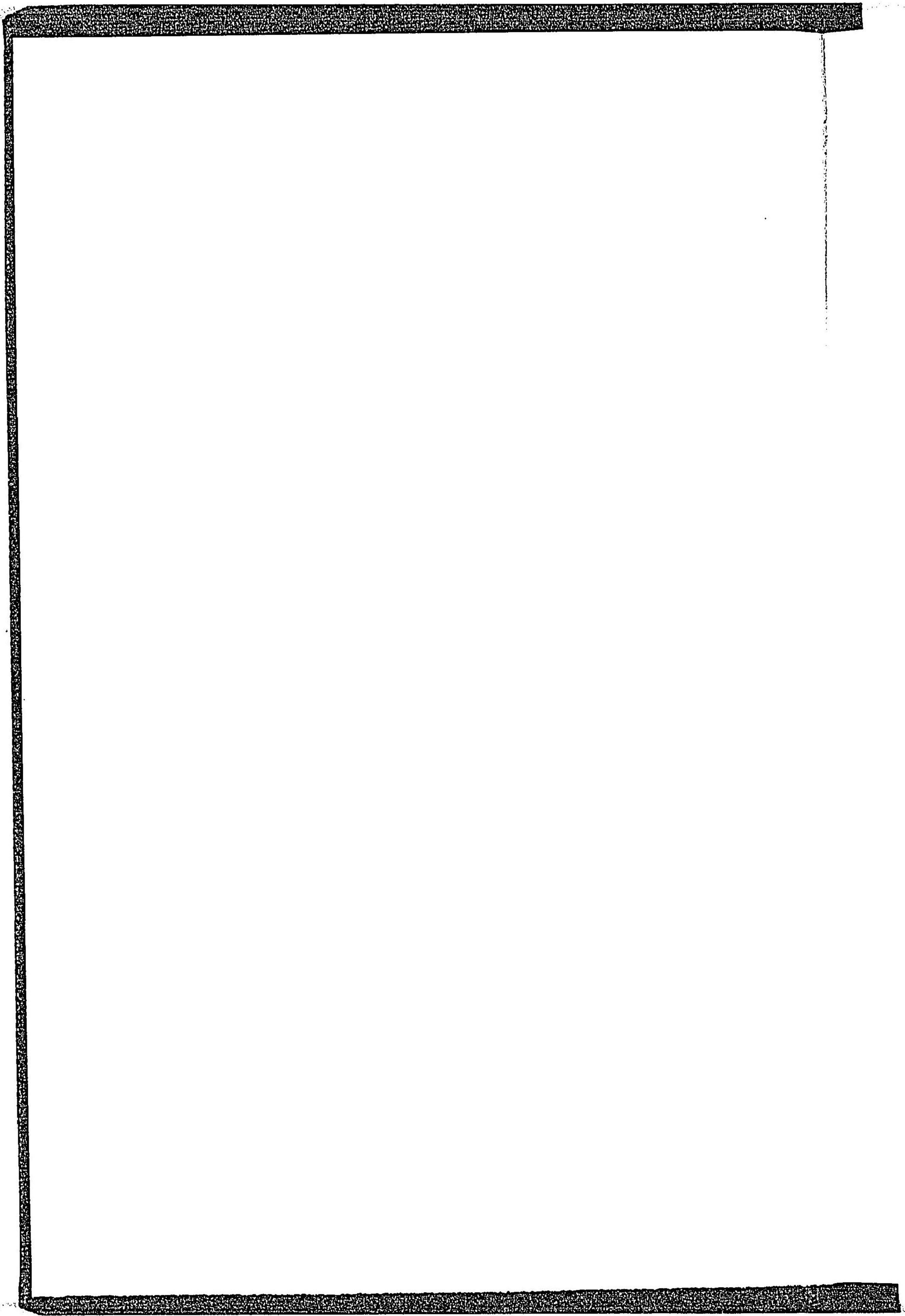
回一月每

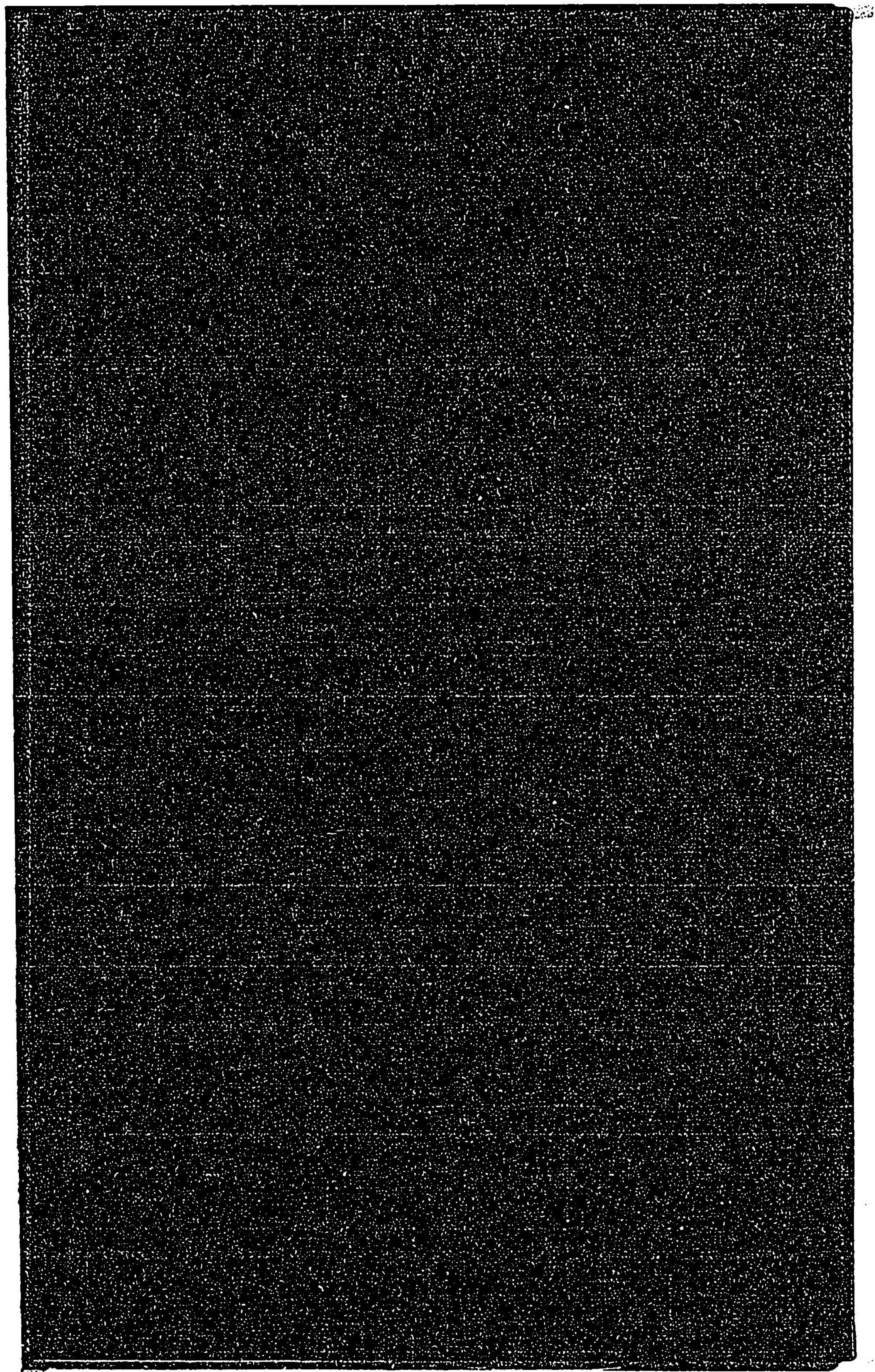
定 一部金十五錢 六部金八十五錢
價 十二部(全部) 金一圓六十五錢

外交時報

回一月每

定 一部金九錢 共金十六錢
價 十二部(全部) 金一圓七十五錢





92
310

031526-000-0

92-310

憲法要義

高田 早苗 / 述

M35

BBE-0126



1954年11月

92
310

藏
書
印

三
一
〇

EDWARDS

